

第百五十回
参議院法務委員会會議録第九号

平成十二年十一月二十四日(金曜日)

午前十時開会

委員の異動

十一月十七日

辞任

脇 雅史君

十一月二十四日

辞任

岡野 裕君

吉川 芳男君

補欠選任

岩崎 純三君

補欠選任

矢野 哲朗君

阿南 一成君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

日笠 勝之君

石渡 清元君

久野 恒一君

佐々木知子君

江田 五月君

魚住裕一郎君

委員

阿南 一成君

阿部 正俊君

岩崎 純三君

鴻池 祥肇君

竹山 裕君

矢野 哲朗君

小川 敏夫君

竹村 泰子君

角田 義一君

橋本 敦君

福島 瑞穂君

平野 貞夫君

斎藤 十朗君

中村 敦夫君

衆議院議員

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

発議者

補欠として岩崎純三君が選任されました。

○委員長(日笠勝之君) 政府参考人の出席要求に

関する件についてお諮りいたします。

少年法等の一部を改正する法律案の審査のため、

本日、本日の委員会に法務大臣官房長但木敬一君、

法務省民事局長細川清君、法務省刑事局長古田佑

紀君、法務省矯正局長鶴田六郎君及び法務省保護

局長馬場義宣君を政府参考人として出席を求め、

その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(日笠勝之君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(日笠勝之君) 少年法等の一部を改正す

る法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐々木知子君 おはようございます。

自民党の佐々木知子でございます。

前回の参考人質疑を踏まえまして、幾つか御質

問したいと存じます。

まず、発議者の方にお伺いしたいんですけれど

も、前回、息子さんを亡くされた武るり子さんの

お話というのが、非常に抑えておられただけにま

た真実の重みを我々に改めて突きつけてくれたと

私も非常に重く受けとめております。最終的には

金銭で解決がつく財産犯罪などとは違ひまして、

何よりも貴重な人命が失われた場合にはもはや何

をどうやっても取り返しがつかないということ、

これは当たり前のことなんですけれども、本当に

被害に遭った方というのはその重みを私たちに訴

えかけてくれたと思います。

今回の改正の大きな論点の一つというのは、第

二十条の第二項、この新設規定によりまして、十

六歳以上の少年が故意の犯罪行為によって被害者

を死に至らしめた場合は原則逆送ということに

なっておりますが、そうしたものはやり返しがつ

かない場合、何かをすることによって取り返し

がつく場合、それは同列には論じられない、そう

した観点から設けられたものだというふうに理解

いたしましたが、それでよろしいでございますか。

○衆議院議員(杉浦正健君) 佐々木先生のおつ

しゃるとおりでございます。自民党における検討

過程でも、それから三党協議の過程においても、

その点がいわば今回少年法の問題に取り組んだ原

点と言ってよろしいかと思うんです。

先生は武さんの例を申されましたけれども、衆

議院でも別の被害者の方をお二方呼びいたしました。

それから、武さんの被害者の会ほか幾つか

被害者の会がござりますが、そういう方々から詳

細に御意向を聴取したわけでございます。武さん

を初め、いわゆる被害者の会をつくっておられる

方々の大部分がかわいなお子さんを亡くされた

方々でございます。

そういう方々の声に耳を傾けておりますと、確

かに先生がおっしゃったように命を亡くされた悲

しみが根本なんです、家庭裁判所の審判がいわ

ば密室の中でございまして、何を審理しているの

かわからない、傍聴もできない、記録も見られな

い。最近被害者の方から事情聴取もされるよう

になりつつあるようなんですが、被害者の会の方

々々のころは、意見も聞いてくれない、結論も正

しいかどうかかわからない。つまり、少年には抗告

権、いわば被疑者と申しますか非行少年の方は審

判に対して不服を申し立てられるけれども、その

審判の結果に対して被害者はおろかだれも抗告申

し立てができない。そういう審判ではおかしいん

じゃないでしょうか、私たちは知りたいんだ、何

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

が起つたのか、うちの子供たちがなぜ、どういう過程で殺されたのか知りたいんだというのが出発点で、さまざまな今の家裁の審判手続に対する御不満を持っておられたわけでございます。

原則逆送になりますと、もう先生方には釈迦に説法なんです、何回も申し上げておりますが、起訴されます。そうしますと、公開の法廷で裁かれるわけがあります。傍聴もできますし、場合によっては検察官が証人申し立てをすることもありますが、意見言う機会もあるでしょうし、記録も法律の定めで閲覧、謄写ができる、要するにわかるわけです。そういう公開の法廷で審理される、それによって被害者の皆様方の大部分の方が今持つておられる多くの不満が一気に解消するんじゃないかというのが原則逆送を考えた原点でございました。

この法改正によりまして、家庭裁判所がまず裁量権を持つておられますから、逆送するかしないかは個々の事件について家庭裁判所が慎重に判断をされて、逆送するかどうか、被害者を死に至らしめた事件の場合でも逆送しない場合もあるわけなんです。私は、家庭裁判所、最高裁がこの被害者の声に耳を傾けてきておられますから、何物にもかえがたい最愛の子を事件で奪われた被害者の声に耳を傾けていたでいて、公開の法廷で裁くという方向に運用を変えていただけることを期待しておるわけであります。

これは何度も申し上げましたが、刑事裁判所で審理を尽くした上で保護処分相当と認める場合は、五十五条ですか、家庭裁判所へ戻せるんですね。審理した結果、これは刑事処分より保護処分の方がいいと刑事裁判所の方で判断すれば保護処分に戻せるんですから、今まで移送決定がなされた例は皆無に近いと聞いておるんですが、公開の法廷で裁いて裁いた上で裁判所が保護処分相当と認めれば家庭裁判所へ戻して適切な保護処分をするということもできる道は少年法上ございまして、戦後五十年の家庭裁判所の運用を、故意の犯罪行為によって死に至らしめた事件については

原則として公開の法廷で裁く、それが少年の規範意識を高め、少年全体の非行が抑制される方向に働くことも期待いたしておるわけでございます。

○佐々木知子君 被害者の方が真実を知りたいという気持ち、私は検事をやっておりましてもう痛感いたしております。そして、何物にもかえがたい人命が失われた場合に匹敵するものとして、植物人間になった場合とかもう二度と治らないような重傷を負った場合とかもうございまして。そういうものも含めまして、真実を知りたいという被害者の叫びというのをぜひ刑事司法はこれから取り上げていかないとけないというふうに思っております。

それから、先生も言われましたけれども、殺人だとか傷害致死だとかいいまして、いろんな情状がございまして。例えば親殺しをやったとか、そういうような場合もございまして。嬰兒殺の場合もあります。それはケース・バイ・ケースで、原則は逆送だけれども、そうじゃなく保護処分になる場合も多々運用としてはあるということ、それはもう実務の感覚で私は適正になされるものだというふうに考えております。

それから、もう一人の犯罪被害者である山口由美子さん、この方は御自身バスジャックによって重傷を受けた方でございました。御自身、多分非常に優しい方なのだろうと思っております。また御自身の娘さんが不登校で悩んでおられたという現実の体験もございまして、加害者の少年に対しては厳罰は望んでいませんと優しいことをおっしゃっておられました。少年が心から反省して、一生かけて贖罪してくれることを望んでいるという御趣旨だったと思っております。

我が子をもう二度と取り返しつかない形で惨殺されたような場合は別といたしまして、あるいはそういう寛大な気持ちになられる被害者の方と世の中には山口さんに限らずきつとおられることだろうと私は思っておりますが、ただ問題は、成人、少年に限らず犯罪者が真に更生するためには、みずからが犯した事実に率直にまっすぐ向き合う

ことがスタートだというふうに思っております。

検事のときもそうでしたけれども、私たちが白をとりた、警察もそうですが、それはもちろん真実を究明する実体的真実主義ということはもちろんあります。それは第一次的なものと申し上げても過言ではございませんが、ただ第二次的に、また並列的にありますのは、本当に心から反省をして立ち直つてもうたためには自分がやったことに向き合つてもらわなければならない、だから自分をとらないといけない、だからあなたのために本当のことを言いなさいよ。今の時点で、例えば自分がこういうことをやったのは被害者が挑発したからで、おれは悪くないんだとどこかに思っているとか、それとか共犯のAとかB、あいつが誘ったからで、おれは誘われてやったわけでもないことはやっていないんだと。もしそういうふうな後ろ向きに思つたままですとすれば、成人も、もちろんこれは立ち直れずに再犯を犯すだろう、少年であれば、ましてや可塑性に富んだ今成長期なんですから、そういうふうなずるずるとした状態であれば成長を続けていくようではまたまた大人になれようはずがない、そしてまた必ずや再犯を犯すだろうと、私はそういうような気持ちで刑事司法に取り組んでまいりました。

ですから、武さんの話にありましたけれども、被害者の少年は謝罪もしない。これは親もそうです。いろいろと弁解を繰り返している。それは親の立場としてはとてもいたたまれないでしょう。そして、彼らは恐らくそういうような形であつては更生などできようはずはないと。私はそれを非常に悲しいことだというふうに思いました。

つまり、私は、事実認定の必要性というのは、厳罰化だとか非常に適切でない言葉をマスコミ等を初め使っていると思えますけれども、そうではなく、少年自身の改善更生のためにも必要不可欠だと確信しているんですが、それでよろしゅうございましょうか。

○衆議院議員(麻生太郎君) 基本的にはそのとおりだと思っております。事実認定をきっちりやる

ということ、これは何も被害者のためだけではないのであつて、事実認定を主犯という加害者の方にしっかりと認めてもらうところ、今、佐々木先生御指摘のとおり、少年が今後更生していくためにも大変大事なことだと思っております。

加えて、事実認定がこのところ違つておるのではないかと。例の山形のマツト死事件、あれ以来いろいろな話がよく出てくるところで、主犯と従犯が、主犯格とついていたのと違つたり、いろいろ例はほかにもあるんだと思いますが、そういったことが幾つも出てきましたので、基本的に世間、世論というものの少年審判に関する事実認定に対して大丈夫か等々の疑念、いわゆる信頼を欠いているところ、ところが非常に多くの問題なんだと思っております。

まかり間違つて、少年が罪を犯していないにもかかわらず、誤つてそつちが主犯かのごとく決められて再審もできない等々の話が非常に大きな問題にもなつていまして、基本的には、やっぱり罪を犯した少年に罪という人かを殺した等々の現実としつかり向き合つてもらつて、その上で、今御指摘にあつたように本人がさらに更生をしていくためにもこの種の事実認定、事実としつかり向き合つた上でということが一番基本的なところだと思つておりますので、今御指摘のあつたところが本法改正に当たりまして事実認定におきましては一番大事なことだと考えております。

○佐々木知子君 参考人の弁護士の方から、検察官は社会的に耳目を集めている事件、自分たちが立ち会いたい事件を選んで立ち会ふのだというふうな御趣旨の発言がありました。検察官は公益の代表者でありまして、そういうことを言われると私は非常に心外だと思ひます、まず私人起訴というのが原則にございまして、日本の場合は検察官がそれを独占したということで、検察官は被害者の立場を代弁するものであるということも当然のことでございます。

確かに、以前の法務省改正案では検察官の請求によっても立ち会えるというふうになっていたと思いますが、今回の改正では、二十二条の二第一項によりましてはつきりと、家庭裁判所が「その非行事実を認定するための審判の手續に検察官が関与する必要がある」と認めるときは、決定をもって、審判に検察官を出席させる」というふうになっております。

つまり、検察官はあくまで審判の協力者であつて、その検察官の出席を要求するのは家庭裁判所の裁量にかかっている、こう理解してよろしいわけですね。

○衆議院議員(麻生太郎君) 今読まれましたとおり、今回の改正法の第二十二条の二というところが一番のポイントになっていると思いますが、主宰をいたしますのはあくまでも家庭裁判所、いわゆる裁判官側でありまして、検察官側は自分で選択権があるわけではなく、裁判所側にあるというように御理解いただいておりますが、そのとおりだと思っております。

○佐々木知子君 では、続きまして法務省にお伺いしたいと思いますが、前田雅英教授から詳しい統計数字を示されて、少年犯罪は現実にはふえているのだ、凶悪化しているのだとの指摘がございました。これに対して、別の参考人からは、いやふえていない、したがって立法事実はないのだとの意見提示もございました。

この点につきましてはこれまで何度も質疑を繰り返されてきたところだとは思いますが、ここで再度確認しておきたいと存じます。

○政務次官(上田勇君) ただいま御質問にありましたように、少年犯罪の動向についていろいろな意見が示されたところなんです、これは比較する年次の問題であるとかいろいろな見方があるのは事実であります、私どもとしての考えを統計数字をもとに若干御説明させていただきたいというふうに思います。

まず、少年刑法犯全体の検挙人員は昭和五十八年がピークでございました。それ以降ずっと減少

してきたわけでありまして、平成七年を境に再度増加の傾向に転じまして、平成九年には二十万人を突破いたしまして、平成十一年の検挙人員というのが二十万一千八百二十六名という数字になっておりますので、平成九年以降この二十万人を超える数字で推移しているところでございます。そして、特にその中でも凶悪犯であります殺人、強盗、放火及び強姦の凶悪犯の検挙人員について見ますと、これも平成七年を境に増加の傾向に転じまして、二十万人を大きく超えております。平成十一年では二十四百十名ということになっております。

平成十一年について見ますと、少年刑法犯全体の検挙人員というのは対前年に比べまして若干減少しているんですが、凶悪犯の検挙人員というのは増加しております。また、対人口比、これは十歳以上二十歳未満の人口に対する検挙数の比率であります、これで見ますと平成二年以降一貫して増加の傾向にありまして、なおかつ当時の平成二年が人口比が〇・〇六であったのに対して平成十一年には〇・一七ということに、人口比で見てもますますより顕著な傾向があらわれております。

少年による凶悪犯罪を罪名別に見ると、特に強盗犯の増加が著しく、平成十年からは千人台後半に及んでおりまして、平成十一年には千六百四十人余りとなっているほか、殺人犯も平成十年からは百人を超えて平成十一年には百十一人を数えるなど、凶悪化の傾向が認められるというふうに考えております、こうした事態は大変憂慮すべき状況にあるというふうに考えております。

また、低年齢化の問題についてもいろいろな御議論があったんですが、平成七年を境に年少少年による交通関係業務過事件を除く刑法犯の検挙人員も増加傾向にある上、年少少年による殺人事件の検挙人員が平成七年以降千人台を維持し、平成十一年には十六人を数えるというところでございます。以上です。

○佐々木知子君 ありがとうございます。ちなみに、私が調べたところによりますと、強盗がふえているというのは、主におやじ狩りなどを主体とする何とか狩りというのがふえているというところでございます。何かゲーム感覚で手軽に小遣い稼ぎをするというのがそういうような形であられると。ちなみに、おやじ狩りのおやじと認定されるのは、心理技官の話によりますと、二十五歳以上がおやじと認定されているようでございます。

昔は不良少年の小遣い稼ぎという恐喝ということでカツアゲだったんですが、それがなぜ強盗になったかという、一つすごくおもしろい指摘が調査官などからございます。それはコミュニケーションが下手になったからではないか。カツアゲというのは、おまえ金持っているだろう、おれちよつと貸せよとか何かこういうコミュニケーションが要るんだけれども、そういうことができなくなつて、ばつと襲つてばつととる、そういうふうな強盗のパターンの方が気軽に簡単にでき、そういうふうになつてきているのではないかと、そういうふうな指摘がございました。コミュニケーション能力が落ちてきているというのは、少年に限らず全体的な傾向だろうというふうに思っております。

続きまして、観護措置期間についてお尋ねしたいと存じます。

法務省の改正案では二週間ずつ更新して最長十週間となつておりましたが、今回の改正では、それがやはり二週間ずつ更新して最長八週間ということと短縮されております。つまり、この間に、事実が争われているケースであれば、数々の証拠調べ等、成人の公判に匹敵する審理に加えて、少年ですから調査官による社会調査、そして鑑別所における心身の鑑別、こういうものをも全うしなければならぬというふうなことを考えますが、そうしますと非常にこれは短いのではないかと。成人の場合でも、事実が争われている事件というのは御存じのように数年かかるような事件

も多々見られます。ですから、果たしてうまくいくのだろうかというふうな危惧するわけですが、これは本当に大丈夫だというふうにお考えでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 御指摘のとおり、少年審判における観護措置期間が四週間ということから、これまで非常に共犯者の多い事件などにつきまして家庭裁判所でいろいろな工夫を凝らしてこられたわけですが、それにしてもそこで適正な審判をするには非常に多くの努力を要する、いろんな意味で困難があると。そういうふうなことから、政府提出法案では十二週間まで延長が例外的に可能としたわけでございます。しかしながら、現在四週間のところを一気に十二週間まで延長することについてはいろいろな御意見があり、与党間で御調整の結果、八週間ということにされたものと承知しております。

もちろん、どの程度観護措置期間が必要かということにつきましてはそれぞれの事件によってさまざまではございますが、いずれにいたしまして現在の四週間に比べればより審理というものがやりやすくなる効果があることは間違いないわけでございます、引き続きその運用状況を見ながら検討をしていきたいと考えております。

○佐々木知子君 ぜひ八週間の間で全うしていただきたいというふうに思います。

同じく弁護士の参考人から、起訴状一本主義や伝聞法則の適用のある当事者主義ではなく職権主義的構造である審判で少年を裁くのは少年にとつて成人以上の不利益であつて、以下云々とありましたが、子どもの権利条約に違反するおそれがあるのではないかと。その際、少年を普通に刑事裁判所で裁く他の諸国は対審構造だから問題がないのだという旨の発言がございました。

これは私は非常に誤解に基づいていると思うんですが、少年裁判というものは、これは成人も少年も、少年も少年裁判所あるいは裁判所の少年部というところ

れども、裁判官が全捜査記録に目を通しているんです。そして、もちろん伝聞法則もない。つまり、日本の審判と同じ構造になっているんです、その意味においては。

なぜ日本が起訴状一本主義で伝聞法則が適用があるかといえば、戦前は日本も職権主義的であった。戦後は、アメリカの当事者主義を取り入れてこは継ぎはぎになったということ。そして、なぜ起訴状一本主義や伝聞法則があるのかといえば、陪審員という素人裁判官向けに予断を持たせないという趣旨からこういふふうになった。プロフェッショナルな裁判官にとっては本当はこれが必要はないのではないかということも言われておられますが、そういうようなことを私が言ってもあれですから、法務省の刑事局長にちよつと説明していただきたいと存じます。

○政府参考人(古田佑紀君) ただいま御指摘のとおり、刑事裁判のシステムにおきましても大陸法系と英米法系はそれぞれかなり大きく違っているところがあるわけでございます。

大陸法系の場合は、ただいま御指摘のとおり、基本的に裁判官が事件の取り調べを進めていくという職権主義という構造をとっており、この方が実体的真実という面を発見するというに役立つという考えでいるものと思われ次第です。

この場合には、ただいま委員御指摘のとおり、もちろん捜査記録はすべて裁判官のところに送付され、裁判官がそれを見ながら必要な取り調べを進めて有罪か無罪かということと判断していきというのが基本的な原則であると認識しております。また、御指摘のように、いわゆる伝聞法則につきましても、大陸法系では伝聞法則による証拠の制限というのはないというふうに認識しているわけでございます。

そういうことで、刑事裁判という責任追及をする場合に、どういふ制度がふさわしいかというような面も含めて刑事裁判の訴訟手続についていろいろな工夫があるわけですが、手続の性質などに照

らしているような制度があり得るものと考えております。

○佐々木知子君 イギリスの刑事責任年齢は十歳である。マードラー、いわゆる殺人、それからマンスローター、日本でいえば傷害致死に該当するかと思いますけれども、そんなにきつちりと分けるような法制ではないのですが、それであれば十歳でもう全く成人と同様に裁かれて、そして、あそこは死刑は廃止しておりますが、そのかわりに終身刑というのがございます。無期刑がございいます。もう無期刑しかございせんので、殺人イコール無期刑ですので、十歳の少年二人が、九三年のこれはバルガー事件という有名な事件ですけれども、無期刑で基本的に終身、刑務所に入れられるという判決が下っておりますし、フランスは十三歳、ドイツは十四歳、刑事責任年齢に達している以上は普通に裁判所で裁かれるというような審理体制をとっております。どちらかというところ、日本が非常に例外的な運用の仕方をしていっていることと存じます。

今までの審議を通して、私はこれはちょっと理論というか議論の土壌がずれているんじゃないかなと思うんですけれども、非行を生んでいるのは、少年犯罪が凶悪化しているんだから、それは少年法の問題ではなくて教育などの問題であるというように言われる方があります。

もしかしたらそれはそうなのかもしれない。教育をどうするかというのは、これは法律の問題ではなくて、およそ少年法の問題ではなくて、教育自体の問題としてそれは真剣に考えていかなければいけないことだと思えますが、社会の規範としてある少年法ないしその刑事司法、そういうものをどうするかというのはまた別個の次元として法律家ないし立法に携わる者は考えていかなければいけないというふうに思っております。で、今回の少年法改正は本当に一步でございます。またよりよい少年法を考えていくべきものだというふうに思っております。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○小川敏夫君 民主党・新緑風会の小川敏夫でございます。

まず最初に、当法務委員会で今週の火曜日、二十一日に、少年の矯正施設、愛光女子学園と関東医療少年院、それから練馬にあります東京少年鑑別所、この三施設を視察してまいりました。

そこで私が感じたことは、この少年の更生のための施設あるいは諸施策は非常に有効に機能しているのではないかと点でございます。あそこで従事しております職員の方々は大変に熱心に少年の更生のために頑張っておられます。私たちが見に行ったからそこだけうまくやっているということとは決してないようで、中におります少年を見ますとよくそのことがわかりました。例えば鑑別所ですと、まだ身柄を拘束されて間もないということから大変に厳しい表情をしておりますが、少年院に行きましてだんだん教育の期間を経るとともに表情にあらわれた性格の素直さというものがよくわかるという状況を目撃して感じました。

そこで私が思うのは、今の少年の更生のためのこうした施設、あるいはもつと翻って、少年の更生を第一に考えている少年法というものは非常によく機能しているし、これまでも機能してきたのではないかと、こういうふうに思っております。

それで、まず提案者に私は基本的なことをお尋ねしたいんですが、現行の少年法、いわゆる少年の更生ということを中心にした今の少年法あるいはそれを実行しておりますそうしたさまざまな少年院等の施設、これは私は非常に有意義に機能していると思うんですが、提案者はその点はどういうところをお考えなのか、ぜひお聞かせいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(麻生太郎君) これは何と比較するか一番難しいところだと思ひます。再犯率を基準にされてみたり、いろいろな基準のとり方があるのだと思ひますけれども。

私どもも、総じて少年院等々その保護観察施設における少年への矯正の方法、またその他の

社会の規範との関係の教育等々が幾つか幼年時代に欠落していたとか、またそういった環境に全くなかったとか、いろいろなそれまでの育った環境の違いもあるんだとは思ひますけれども、他の人と一緒に生活をしていくという基本的なところ、人間はひとりじゃないんだということと等々一緒にやっていかなきゃいかぬということ等々の、生活を送るために必要最小限度、必要最低限の教育等々を施す、与えることに関しましては、今の少年院並びに鑑別所はかなりうまくいっている方だと、私どももそう思っております。

○小川敏夫君 この改正案につきまして被害者の立場ということが提案者の方からたびたび強調されておられますが、この愛光女子学園等に行きましてお話を聞いたところ、少年の約半数は両親が離婚を経験しているということでございました。そうしたことをヒントに考えますと、少年が非行を犯すといっても、非行を犯すために生まれてきた人間は私はいないと思ひます。やはりその非行に至るまでにさまざまな家庭の影響あるいはその他少年を取り巻くさまざまな環境によって非行に走らされてしまった、本当に普通の恵まれた環境の中ですくすくと心身ともに成長するということの環境に恵まれなかったという、非常に少年から見れば選ぶことができない環境に置かれた、そうした環境が少年を非行に追いやっていっている部分があるのではないかと。

そういうふうにかええと、私は、非行に走ってしまふような環境に置かれたということの意味においては、その少年もそうした社会環境、さまざまな環境の被害者ではないかというふうな見方もできると思ひます。そうであれば、犯罪の被害者というものの観点も必要ですが、しかし非行に走るような環境に置かれてきたそうした少年に対する、被害と私は言葉づけましたが、そういう立場も考慮しなければならぬと思ひますが、こういう私の考え方について提案者はどうでしょうか。

○衆議院議員(麻生太郎君) 同じ環境に育って、

両親の離婚もなく家庭も裕福、そういった状況において少年犯罪を犯す人もいれば、今離婚を例にとられなければ、そういった愛情深く育ててもらえない家庭環境に育つたにもかかわらず立派にやっついている少年もいる。これは実は種々さまざまなんだと思っております。

少なくとも同じ環境に育って、片方はそういった状況が悪くてもちゃんとやっついている少年に対して、そうじゃないからといって少年が人を殺す理由は何かといえば、何となくむしゃくしゃしていた等々、故意とはいえずその内容は殺す経験をしてみなかったなというのもありましたけれども、そういうのを含めて私もからいえば信じられないようなことになっておりますが、そういった社会の状況、その少年を取り巻く状況が悪かったから罪を犯したという点に同情する余り、またもにやっついている少年に対しての罪を、まあ命を奪う等々の極めて重大な社会犯罪、大きな犯罪を犯したときにはそれ相当の罰を受けるというのは私は基本的なところだと思っております。私も、同じような条件であったにもかかわらずその少年によって、殺した方の人権というものと同時に殺された側のことも考えねばならぬところだと思っております。

私もは少年の更生をさせるというのは大変大事なことだとは思っておりますけれども、そういった人様をやめる等々の大きな罪を犯したときはそれに伴っての罰を受けるというのが私どもの基本的な考え方です。

○小川敏夫君 非行に及びました少年につきまして、その少年個人にすべての責任を負わせるという事ではなくて、少年に非行に及ばせたそういった環境もやはり考えなければいけないのではないかと私は思います。

時間の関係もありますので、法務省の方にお尋ねしますが、私はそうした意味で現在の少年院あるいは鑑別所は非常に有効に機能していると思うんですが、今のこの少年の保護と矯正という観点にお

きましてさらに力を注いでいただきたいと思っておりますが、その点、法務省の考えをお聞かせください。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

少年矯正につきましてはこれまでも個々の少年の特性に応じてそれぞれ処遇方法あるいは教育内容等をいろいろ工夫し、またその制度の体系化とかいろいろ考えてやっつてまいりましたけれども、引き続き個々の少年に対する教育の必要性に応じた処遇の個別化を一層推進しまして適切に対応していきたいと考えております。

○小川敏夫君 あと、東京少年鑑別所におきまして今年度の非行問題に関して一般相談、これは練馬です、ね、いま青少年心理相談室と、このような施設というか施策を用いて、収容されている少年の鑑別だけでなく、地域住民の、あるいは地域社会のそうした少年非行問題に対処しているというようなお話をお伺いしまして、私は非常に前向きで有意義なあり方ではないかと思っております。私は練馬に住んでおりますが、この東京少年鑑別所がそのような相談室を開いていること自体それまで知りませんでした。

ですから、こうした有意義な前向きな方策はさらに進めるとともに、やはり地域に対する広報というものも含めて充実していただきたいと思っておりますが、その点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

ただいま委員の方から御指摘がございましたように、少年鑑別所は主として家庭裁判所から観護措置決定によって送致されました少年を収容して資質鑑別を行うのが主な職責となっておりますけれども、こうした専門的な知識等を活用しまして地域社会における少年の健全育成に資することも一つの仕事であるということから、これまでいろいろそういった一般社会から少年にかかわる鑑別とか相談、その多くは生活診断とかあるいは運動適性検査等でございますが、中には非行あるいは家出とかいうことに対していわゆる心理相談

というようなことで応じてきたわけでありまして、けれども、引き続きそういった面についても努力していきたいというふうに考えております。

○小川敏夫君 次に、検察官関与あるいは事実認定の問題について触れさせていただきます。

私は、検察官関与という問題について考えますと、どうしても今回の改正案の制度で不安をぬぐい去ることができない。

その一つは、一つという根本は、観護措置期間というものを短ければ短いほどいいということ、で最長八週間にしておるわけです。

先ほど佐々木委員の質問にもありましたが、成人の事件であれば二年も三年もかかるというものを、少年であるがゆえに非常に急いで、観護措置期間も短くして、その間に解決するんだということとした。そういう意味で、少年の身柄拘束が短いということ自体は非常に好ましいことだと思っておりますが、ただそうして観護措置期間を短くして、その短い間にすべてを仕上げるために少年に不利益な形で、すなわち短い期間に検察官を関与させて少年に十分な防御とか弁解の機会を与えないで一気に強圧的に事実を決めてしまふんじゃないか、すなわち少年に非常に不利益な形で審判が進んでしまふのではないかとような不安を抱いております。

そうした観点から質問をさせていただきますが、まず細かい事実関係で提案者にお伺いしますが、検察官関与をするこの検察官ですが、これは捜査に関与した、すなわち少年を直接取り調べをした検察官が今度は家庭裁判所に行つてそこに立会するということも可能なわけですね。

○衆議院議員(麻生太郎君) 調べた検察官が裁判所でもというわけですね。可能ですね。

○小川敏夫君 それから、検察官が複数関与することも可能なわけですね。

○衆議院議員(麻生太郎君) あり得ると思ひますけれども、基本的には一人だと思っております。

○小川敏夫君 法律上制限はございませんので、

ある、法律上はあるということだと思ひますが。それから、当然、検察官が少年に質問をするということもあるわけでございますね。

○衆議院議員(麻生太郎君) あり得ます。あります。

○小川敏夫君 今の少年の審判廷というものの、刑事法廷と違って非常に狭いところで仮に検察官が立ち会えば、恐らく少年のすぐ横に検察官が座るんじゃないか。そうすると、どうも取り調べをした検察官がすぐ横にいて、しかも仮に少年の陳述なり弁解について何か疑問があれば検察官が質問をするという状況を考えますと、やはり少年に必要以上の重圧感を与えるのではないかと、ううううに思ひますが、そうした心配は提案者としては考えておられないのでしょうか。

○衆議院議員(麻生太郎君) 先生は裁判官も検事も弁護士もみんなやっておられる数少ない先生の一人だと思ひますが、御存じのように小さな部屋でありますので、今御心配の点も理解できないわけではありませんが、検察官と同時に、少年というか被疑者の方に対しては弁護士も付添人としてついておられますし、また裁判官という者が主宰する、少年法に基づく裁判ですからいわゆる主宰権というものは裁判官が持つておりますので、他の刑事裁判と同じような形で対立構造でやるわけではございませんし、そういった状況になつたときには、これは裁判官が主宰しておりますから、ちよつと外へ出て弁護士とやるとか、いろいろやり方としては幾つもあるわけで、そうそうむちゃくちゃに威圧感を与えるだけの点ばかりが、御心配が全然ないんと言つてもいいとは思ひませんが、検察官の顔の造作なんかによつてはえらくおつかなく見えるものもあれば、やつぱりそこそこああとと思ひせるような検事もあれば、実にいろいろなんだと思ひております。

すべてが今おっしゃるような形でできてくる点ばかりではないと、私もはそう思ひておりますので、事実認定をきつちりさせるところが今回の一番の問題点であります。

○小川敏夫君 この広い委員会の部屋で私が提案者に質問しても、麻生先生から何か反論されるのではないかと多少なりとも精神的に不安を覚えないわけではないんですが、これはまあ同じ議員として対等な立場でございませうけれども、狭い審判廷で取り調べを受けた少年が、検察官が横に座っていると、どうも必要以上の、審判ですから当然緊張はあるんじゃないかと、必要以上の重圧を受けるのではないかと、心配を抱いております。

あと、この審判廷は大変狭いんですが、裁判所の方、審判廷の物理的な構造ですが、これをもう少し広くゆとりを持って、少年にそうした重圧を与えないような配慮というものを今後するような検討はされておるんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(安倍嘉人君) 御説明申し上げます。

突然のお尋ねで詳しいデータをお示しはできませんけれども、審判廷の大きさについてはいろいろと多様性があることも事実ではございますけれども、私の認識しているところでは、大方は大体三十平米ぐらいはあるものと考えているわけでございます。

こういった中でどのような審判を運営していくのか、その具体的な庁においてさらに改善すべき点があるとすれば、それは改善を施していく必要があるかと考えておる次第でございます。

○小川敏夫君 あと、検察官関与の中心のポイントは事実認定を適切に行うことだと思っておりますが、私は現行法で検察官を関与させないでも相当であるんじゃないかというふうに思っております。現行少年法におきまして、裁判官には検察官や警察に対して補充捜査の協力を依頼することができると。

それで、最高裁にお尋ねするんですが、現行の少年法のこの制度の中で、裁判官がそうした関係機関に捜査の協力を依頼してその協力を断られるというようなことはあるんでしょうか、それとも今の少年法で補充捜査の捜査協力依頼は捜査関係

者の協力を得てスムーズにいつているんじゃないでしょうか、その点についての現状をお聞かせください。

○最高裁判所長官代理者(安倍嘉人君) 今、委員が御指摘のとおり、家庭裁判所として少年法十六條などによりまして捜査機関に対して補充捜査を依頼することはあるわけでございますが、こういった場合におきましては、そのお願いをした、依頼をした趣旨等を踏まえて適切にやっていただいているものと認識をしている次第でございます。

○小川敏夫君 適切に補充捜査等をしていただいているという現状であれば、その補充捜査のために検察官が関与して、その検察官に補充捜査を指示しなくても、今の現行制度で十分できると思うんです。また、仮に検察官が立会して検察官が補充捜査を行うといっても、実際には検察官自身が直接補充捜査を行うことはなくて、ほとんどがまた再び警察に捜査指示をして、実際に具体的な補充捜査を行うのは警察だと思っております。

そうしますと、直接問題点を把握している裁判官が直接警察に対して補充捜査の協力依頼をできる、それで警察がそれに適切に対応しているということであれば、私は、その補充捜査を行うという面については検察官を関与させる必要性はないんじゃないか、現行法で十分じゃないかと思うんですが、その点、補充捜査の必要性という面について、裁判所の方から検察官関与の必要性はあるのかどうか、御意見を聞かせいただきたいと思っております。

○最高裁判所長官代理者(安倍嘉人君) 家庭裁判所におきましては、原則的には捜査機関から送られてきた送付記録、そしてこれに基づいた証人尋問といった手続によって事実を確定していくわけでございますけれども、事案の中には、例えば家裁に送致された後になりまして少年がアリバイの主張を始める場合でございますとか、あるいは捜査段階では単独犯ということで認めていた少年が、送致後になって、いや実は共犯がある、主犯は別の少年であると、こういった主張を始めるよ

うな場合もあるわけでございます。こういった場合などにおきましては家庭裁判所から捜査機関に補充捜査を依頼するわけでございます。

ただ、現在の手続のもとにおきましては、検察官が手続に関与していない関係で、検察官において争点を的確に把握することは困難な場合も多いわけでございます。その意味では迅速かつ的確な捜査を実行しにくいという面があったりあるいは補充捜査の焦点を絞りにくい、こういった問題があることも否定できないように思われるわけでございます。

今回の法改正が実現した場合には検察官が関与することになるわけでございますから、より適切、妥当な範囲の補充捜査を実現することが可能になるわけでございます。裁判所に提出される証拠についても、争点に即した適切な証拠になるものと考えている次第でございます。

また、補充捜査を行ったといたしまして、やはり審判廷での証人尋問等の場面におきましては裁判官は少年と対峙する様相を呈する問題がある。この点についての解決はなかなかできないものがあるかと考えている次第でございます。

以上でございます。

○小川敏夫君 補充捜査の点は、問題点のポイントを一番知っているのは裁判官ですから、裁判官が直接警察に依頼して補充捜査をしてもらうというところで私は十分だと思っております。

それから、裁判官が少年と直接対峙することになるといふ点の御指摘がありました。その点、提案者の方も、審判で裁判官が少年に質問すると少年が裁判官を信頼しなくなる、敵対心を持つというようなお話でございました。

今の少年法を見ますと、調査官というものがございまして。現行法上、調査官はいわゆる要保護性の社会調査というところを行っているようで、事実認定については特段の調査は行っていないように思われます。少年法上は裁判官の補助として事実認定に関する調査もできるわけでございます。ですから、そうした意味で、仮に裁判官と少年が対

峙することが好ましくないというのであれば、いきなりそこに検察官を関与させるのではなくて、事実認定の職責を負う調査官というものを採用して、調査官にそのような事実認定に関する調査の指示とか少年に対する質問とかそういうものを行わせるというような、そうした工夫も可能ではなかったかと私は思っております。

最高裁にお尋ねしますが、現行少年法上、調査官がそうした事実認定に関する調査を行うということは禁止されていないわけですね。

○最高裁判所長官代理者(安倍嘉人君) 調査官が事実認定に関する調査を担当することは禁止されているかというお尋ねに関して申し上げますと、そのような明文はないわけではございます。しかしながら、少年法の幾つかの規定を総合して考えた場合には、家裁調査官は社会調査を担当する職と位置づけられているものと理解しているところでございます。

○小川敏夫君 裁判所が調査官というものをどのように位置づけて運用しているというところはわかりませんが、ただ現行少年法はそのように規定されているわけではないので、私は、現行少年法の中で今の社会調査を行っている調査官に事実認定をさせるというのではなくて、事実認定を行う調査官というものの制度を採用すれば、いきなり検察官を立会するという制度にしろてもよかったのではないかと、そのような考えを持っております。

議論になりますからこの程度にしたいと思いますが、どうでしょう、法案提出者にもお伺いしたいんですが、検察官関与という問題、これはそうした意味で補充捜査という面からも現行法上できるし、調査官というものも活用すれば相当やれるんじゃないかと思うんですが、やはりどうしてもこの検察官関与というものを認めなければならぬものなのでしょうか。その御意見を聞かせください。

○衆議院議員(谷垣禎一君) 小川先生が検察官の関与に疑念があるということで今いろいろ御議論がございまして、これはもう衆議院以来、また参

議院でもずっと議論の一番のポイントの一つだったと思うんですね。

それで、結局この問題はこういうねらいで検察官を導入するということに、検察官の立ち会いを認めるかということになると思うんですが、先ほどの御議論のように、補充捜査だけで片づくものというふうには私は思わないですね。要するに、もし国民が、加害者の少年と裁判所だけが対話をしながら事実認定しているのではないかと、この少年審判に対するという疑義がありますと、この少年審判に対する信頼性も確保できない、そういう意味から多角的な視点が必要なのではないか。それは検察官が関与することによって多角的な視点が確保できるのではないかと。

それから、先ほど、裁判官と少年が対峙してしまつたなかで裁判官が本来果たすべき少年を保護し教育していく機能が果たせないのではないかと、この点は、調査官の活用によって回避できるのではないかと、あるいは今までの調査官の制度と違うものを考えればいいのではないかと、御議論であつたと思いますが、今まで調査官というものは社会調査をやりますが、今まで調査官というものは、事実認定をさせるというディシプリンといいますが、そういうものが必ずしもできてきたわけではない。したがって、事実認定等をやるのは、やはり今まで裁判官あるいは検察官、もちろん弁護士もそうですが、そういうものが関与しながらやってきたということではないかと、それを裁判官の主宰のもとで一条あるいは二十二条という趣旨を生かしながらやっていく、こういう趣旨で私どもは検察官の立ち会いといいますが、付き添いというか参加をやつて、今のような問題を解決していくと考えたわけでございます。

○小川敏夫君 お話の御趣旨はわかりましたが、私としては、冒頭に述べた疑念をどうしても私拭することがまだできたわけではございません。この改正案が成立して実際に施行されたとしても、そうした問題につきましても、不勉強のきわみだと思いま

ときにその実態をよく把握して、仮に何らかの問題点があればそれにすぐまた適切に対処するような方策をぜひ講じていただきたいという希望を述べまして、私の質問を終わります。

○竹村泰子君 さまざまな議論がされてまいりました。そして、かなり問題点も明らかになってきているというふうに思います。

私は、きょうの質問は、先日来出ている問題もかなりありますけれども、確認的に質問させていただきます。ぜひ今後のためにきちんとした答弁を求めたいというふうに思っています。

先日来言っておりますけれども、この政策変更の手順を提案者はどのように考えられていたのか。私たちは、民主的な議会において立法をする場合、やはり手順があるのではないかと、一つの法案を改正する場合、例えば少年の凶悪事件がふえている。二番目に、これまでの政策、少年院教育とされる凶悪事件は減る、だから刑事処罰を強化する必要がある。こういう段階的な手順があるのではないかと、少年の凶悪事件がふえている、だから刑事処罰を強化する必要があるというふうに、一足飛びにお考えになったというふうに思えてならない。

ある新聞は社説で、「今回の改正論議は六月の総選挙前にわかに持ち上がった。選挙受けだけを狙った、打算的な観点から終始進められた」といって過言ではない。この間、少年事件の動向や内容を丹念に分析することも、非行問題に取り組んでいる現場の人々の話をじっくり聞くことも、ほとんどなされなかった」というふうには、これは私ではなくて社説が言っておりますので、そういったことで非常に飛躍的であつた、責任政党の立法作業としてはお粗末過ぎたのではないかと、改めてお聞きします。

○衆議院議員(麻生太郎君) どの社の社説かは存じませんが、不勉強のきわみだと思いま

す。

私どもは、この問題は平成九年十月二十一日から、当時のこのプロジェクトを主宰しました河村建夫委員長のもとに、少なくともこれまで、平成十年十二月二十一日までだけでも二十一回。各大学の先生はもちろん、日弁連等々からも何回となくヒアリングをさせていただいて、各社新聞の世論調査、また論説委員の方々からもヒアリングをさせていただいております。それだけでも二十二回。それ以後、平成十二年以降も参議院の陣内先生のもとにプロジェクトチームを何回となく開いております。これを出すまでは結構いろいろ私どもなりに、それが少ないと言われればまた別でありまして、少なくともそれまでに私どもいろいろ勉強させていただいたと思っております。

また、先ほどの御質問の中で上田政務次官の方から御答弁がありましたけれども、平成九年を境に少年犯罪が増加しているという数字は、これはどうも委員の方によって、同じ数字を見ながら、ふえていると言ふ方とふえておらぬと言ふ方という御意見が分かれるところなので、これはどうしてそうなるのか、なかなか私どもの理解できないところなんですけれども、上田政務次官の方から申し上げましたように、少なくとも私どもは少年犯罪は間違いなくふえておると思っております。かつ、その中で凶悪化が進んでいるということもまたその数字の上からも事実だと思っておりますので、これを何らかの形で防止をせよいかぬというところが一番の問題でありまして、生半可に思いつきや何かで選挙目当てにやつたなどという話とは全然違うと理解しております。

○竹村泰子君 当然そういうお答えであるだろうと思ひますけれども。

その少年犯罪、凶悪事件がふえているのか。私たちは長期的に増加していないと思っておりますけれども、そういう議論は、先ほど上田政務次官が法務省としてのお答えをされておりましたので、そのところは省きます。時間の関係で省かざる

を得ませんけれども、凶悪事件がふえたという根拠は私どもはないと考えております。

そして、先ほど議論がございましたけれども、日本の犯罪全体が成人、少年とも世界的に、特に成人の割合が少ない。殺人についても成人、少年とも世界でもまれに少ない、特に未成年者に続く二十代前半の殺人が世界的に少ない。また、少年院退院者の再犯率は成人の再犯率よりも少ないことなど、少年院教育は効果を上げています。先ほど麻生議員も確かに効果を上げていますというふうにおっしゃってございましたけれども、このことも戦後日本の少年院教育が間違つていたという前提で法案をつくられたのではないかと、このうか。これは大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(保岡興治君) ここにおまして、先ほどの小川先生の質問に矯正局長も答えておりましたけれども、この半世紀の間、少年法が施行されてから我が国は少年非行の大きな三つのピークを経験しているわけですが、その時代の少年非行の抱える問題、その背景などにも十分配慮した、少年院においてはそれを克服するいろいろな努力をしております。特に少年一人一人の問題性と必要性に応じた矯正教育の内容、方法を充実してきたということは先ほど詳しく申し上げたとおりでございます。こういった努力を通じて、先生のおっしゃるように、少年院における非行少年の問題の克服や社会復帰に対しては、的確な対応、そしてその効果を上げる努力をしてきたことは非常に評価を受けている、そういうふうに考えております。

多分、先生はのために少年法の改正の必要性はないんではないかという御意見だと思いますが、それはやはり事実認定の適正化とか、あるいは少年の重大な人をあやめるような犯罪を犯した場合の規範意識、特に確信犯や愉快犯という最近の犯罪の特色をとらえた改正の必要性、あるいは被害者に対する配慮、こういった総合的な観点から今回の少年法の改正は行われたものと承知しております。私としては大変意義のある少年法の

改正と考えております。

○竹村泰子君 私が今お聞きしましたのは、なぜ少年法を改正しなければならないのかという大きな提案理由の一つに、戦後の少年院教育が間違っていたという前提があったのではないかと、ということと多々この審議の中でもお聞きしましたので、その前提は当たりませんかと確認をしたわけでございます。短くお答えください。

○国務大臣(保岡興治君) 今、答弁した内容で既にお答えしているようなものでございますが、私はこの委員会でも、従来、少年院その他少年の更生改善に向けた施設のいろいろな努力、こういったものは高い評価を受けているというのがこの委員会の共通の認識で、それが失敗であったという議論は全くないと思っております。

○竹村泰子君 そして、少年犯罪の背景には子供の学校、家庭、地域での人権侵害やストレスや不登校やさまざまな問題を抱えている複雑な複合的な原因があると思います。人命を大事にしない社会思潮からくるし、先日も代表質問で申し上げましたけれども、大人に責任があるのだ。特に、国民が見詰めている政治の姿はどうなのだというのを申し上げましたけれども、そういう社会思想からくる規範意識の低下というものがあるのではないかと。犯罪を犯した子供には、遅まきながら、自分も他人も助け合って、みんな大事な社会の構成員なのである、存在なのであるというのを丁寧に教育しなければならぬと思います。これをしないで刑事処罰の強化を選択することとは、アメリカや韓国のように、社会に反発して適応できない危険な若年服役者をふやすことにはならないでしょうか、大臣。

○国務大臣(保岡興治君) これもこの委員会でもかなり詳しく質問者と提案者の間でやりとりされている中で、いろいろな見方があるのは確かかと存じますが、例えば今挙げられたアメリカにおける少年の刑事司法化というんでしょうか、そういった最近の傾向はむしろ犯罪を減らしているという考え方もいろいろ統計上から表明されていると

ころであって、いろいろな見方があるのだなこの委員会を通じて思うところでございます。

私は、先ほど申し上げたように、最近の少年犯罪の特色からいって、やはり規範意識を高めていく一つの、悪いことをやったら厳罰になるんだという一面の少年に対する警告、あるいは一般予防、被害者に対する納得性、こういったものの配慮が必要なのではないかということで今回の改正が行われているものと承知して、評価をしているところでございます。

なお、私としては、委員のおっしゃるように、少年の非行、問題行為は大人社会の鏡であるというところで、私もこの国の気質、体質というものがあるとして将来の日本を危うくする点がないのかというところは、大人社会も含めてこれは社会全体のありようとして考えていかなければならないというのを強く思わされている者の一人でございます。

だから、こういうことを通じて広く議論されたことを将来の日本のために、あるいは少年の健全育成のために生かしていかなきゃいかぬ。この委員会における議論は非常にそういう意味で高い評価を受けていい議論をしてきていると私は思っております。

○竹村泰子君 それでは、少し具体的なことに入りたいと思いますけれども、草加事件等の少年の冤罪事件は捜査段階におけるさまざまな取り調べが原因でありました。先ほど調査のあり方の議論がございましたけれども、事実認定の適正化のためには捜査段階が最も重要であり、捜査の改革が必要となるのでありますけれども、本法案では捜査段階については全く触れておりません。

少年法四十一条は「司法警察員は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果」、「犯罪の嫌疑があるもの」と思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない」と規定し、四十二条は「検察官は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならない」と規定し、これを家庭裁判所に送致しなければならない

い。」と規定し、家庭裁判所に送致する前に十分な捜査を遂げることを必要としております。そうでなければ四週間家庭裁判所が審判することではないかと。

この十分な捜査が行われているか否かが今問われているのではないのでしょうか。法務省はどうお考えでしょうか。

○国務大臣(保岡興治君) 家庭裁判所に事件を送致するに際しては、できる限り十分な捜査を尽くすことは当然だと思います。捜査機関においてはこれまでも、少年事件の捜査に関しては少年の情操保護とか早期保護の要請などに配慮しながら、限られた時間の中でできる限り捜査を尽くしてきたところと承知しております。今後ともより一層適正な捜査を努めていくものと考えております。

しかしながら、このように限られた時間の中でできる限りの捜査を尽くしたとしても、審判において少年が非行事実を否認するなどし、多数の証拠調べが必要になる場合があることは事実であり、これに適切に対応するため、観護措置期間の延長は不可欠である。そうしないと、事実の認定についての非常に慎重な手続あるいは審理というものも行いがたいし、またそれがきちっと把握できないと、少年の健全育成の点でも、また被害者の納得性の点でも、また社会一般の少年審判に対する信頼を確保する上でも非常に重要なことであつて、そういった意味で観護措置期間の延長は不可欠なものだと承知しております。

○竹村泰子君 人間は非常に不完全なものでありまして、非行を犯してしまった少年がどのように捜査されて裁かれるのか、現場の声を聞きながら少し細かくお聞きしたいと思っております。今後の捜査から裁判までの段階でぜひ参考にされたいというふうに思います。

事実認定をまず困難にしているものは何なのだろうか。非行事実の認定が困難になっていると指摘されておりますけれども、これはさつきからお話がございますように、少年が私はやっていない

と主張した場合、その多くは警察の無理な取り調べで虚偽の自白をさせられたケースも多々あると。圧倒的な力を持つ捜査機関の前に少年には防御能力が非常に少なく、大人社会に傷つき自己否定に陥っている、ぼろぼろの傷だらけの子供たちが取り調べの対象になっておりまして、虚偽自白はいとも簡単に、私もそういった証言をお聞きしたことがありますけれども、やっていないのにやっていると言わなければその場が終わらないというところで、もうずたずたぼろぼろになって、ついでにやりましたと言う、大人でもそういう例がたくさんございます。

しかも、弁護人の関与があると先ほど麻生議員もお答えになっておりましたが、ほとんどない場合が多いのは御存じのとおりです。その上、現少年法が本来定めている身柄拘束の制限はほとんど機能しておらず、安易に身柄が拘束された状態でそれがなされると。警察での捜査を点検して家裁へ送致するのが検察官でありますけれども、大変失礼ながら、トンネルと言われるほどのチェックはされていないというふうにお聞きをしております。法務省、いかがでしょうか。

○政府参考人(吉田佑紀君) ただいま検察庁におきます少年事件の取り扱いの単なるトンネルではないかというような御指摘がございましたけれども、決してそういうわけではございません。

もちろん、いろんな事件について事件の内容、軽重に応じて実際にやっていることは違っている部分が出てくることは、これは当然でございますけれども、重要な事件につきましては成人の事件と変わらず非常に慎重に手続を進めているところでございます。

ただ、先ほど大臣からも申し上げましたとおり、少年の場合には一般的に早期処理の要請というのが非常に高いということも事実でございます。したがって、現行少年法は犯罪の嫌疑があればとにかく全部家庭裁判所に送致することを義務づけられているわけでございます。それはやはり少年の早期保護という要請からくるものと考え

えているわけですが、そういう中で非常に時間的に限られる場合も多くなるわけですが、できる限りの捜査を尽くして送るよう努めてきているということでございます。

○竹村泰子君　ぜひそうあってほしいと思います。

次いで、裁判所の姿勢にも問題があるのではないか。送致された少年の事件記録はその段階で家裁に送られていますよね。捜査機関が一方的に収集した証拠、家裁は少年の視点でそれを洗い直す義務がありますけれども、その役割をしなくなってきたというふうに聞きます。いかがですか。

○最高裁判所長官代理人(安倍嘉人君)　御説明申し上げます。

家庭裁判所といたしましては、送致された少年につきまして非行事実があるものと確定をしなければいけませんし、ないものはないと確定しなければいけない、その意味において事実のあるなしをいわば中立的な立場において解明する職責を担っているところでございます。

今、御指摘のところでございますけれども、家庭裁判所といたしましては、捜査機関から送付された記録につきまして、これをプラスの面、マイナスの面、両方から吟味いたしまして、必要な証拠調べを行って的確な事実認定を行っているものと承知しているところでございます。

○竹村泰子君　少年法では、家裁送致は捜査を遂げ嫌疑が認められる場合とされており、証拠も全部送付し、それを裁判官が見ているということになるわけですね。刑事裁判でいえば検察側の立証が終了しているというべきでありましょう。したがって、少年側が争って嫌疑が揺らぐというのであれば、もう既に捜査の段階は過ぎていたわけでありまして、それはきちんと疑わしきは被告人の利益にという鉄則に従って無罪を宣告すればいいのでありまして、以前はこの原則主義で運用されてきたと思います。しかし、近ごろは保護主

義の後退と連動して、非行を犯したのに犯していないと認定されることは少年の保護教育からいってもマイナスだということなので、積極的に調べ直すというふうになってきていると思います。どうでしょうか。

○最高裁判所長官代理人(安倍嘉人君)　家庭裁判所といたしましては、先ほど申し上げたとおり、ある事実はあるものと確定をしなければいけませんし、ないものはないと確定をする、そういった意味において中立な立場に立って証拠の吟味を行っているものと承知しているわけでございます。

なお、送付記録を見ていることによってあたかもクロという心証を抱いて審理を進めているんじゃないか、こういった趣旨のお尋ねでもあるかと思うわけでございますけれども、家裁に送付される記録は捜査段階に収集された一切の記録が送付されるわけでございます。その中には少年にとつてマイナスなものあればプラスなものもあるわけでございます。例えて申しますと、捜査段階において少年の供述が変転する、当初は認めていたけれども、それを否認に転じた、またさらに認める方に転じた、こういったこともすべて一切が家裁の手に入るわけでございます。家庭裁判所といたしましては、これらのプラスの証拠とマイナスの証拠とを総合的に比較考量しながら事実認定を行おうとしているのが現状だろうと承知しているわけでございます。

○政府参考人(古田佑紀君)　ただいま最高裁の家庭局長から御答弁があったことに若干つけ加えて申し上げますと、先ほど申し上げましたとおり、現行少年法は、犯罪の嫌疑が合理的に認められれば、これは家庭裁判所に送致をしなければならぬということになっているわけでございます。したがって、現行少年法の仕組みを法文の上から考えますと、犯罪の嫌疑があると検察官が認めたものにつきまして家庭裁判所においてその後その事件の調査を行って、その嫌疑が真実で非行事実が認められるのかどうかということを家

庭裁判所みずからが調べていくという、そういう構造になっているものと理解しております。

○衆議院議員(杉浦正健君)　竹村先生のおっしゃるこれからの少年法の運用に当たっては、まず第一義的な捜査機関である警察、検察官の対応がきちっとしなきゃいけないということはまことにそのとおりでございます。

優等生の答弁になるとああいふふうになってしまふんですが、現実の警察、警察の対応が被害者の方にとつても、あるいは事実認定をきちつとやる上においても十分であるかという点、とてもその言えない状態が現実だと。トンネルというのはちよつと言ひ過ぎかと思いますが、ある程度当たっている面があるんじゃないかと思うんです。

私も、今回の法改正によつて、まず司法システムの少年事件に対応する第一線でございます警察、検察官が特に被害者が故意の犯罪行為によつて死に至つたような事件においてはきちつと対応していただける、それに準ずる事件もそうですが、必ず司法システムの第一線がもつとしっかりと対応してもらえらるだろうということを確信し、また期待しながらこの案をまとめ上げたわけでありまして、原則逆送といたしましたのはそういうねらいがあるわけでありまして。

つまり、前にも申し上げたことがあると思うんですが、検察官は、送致されてきた事件をばつと見まして、これは公判にかかるのかあるいは家裁限りかということを瞬時に判断するわけでありまして、現在なら全件家裁送致、そして殺人事件ですら二割から三割しか逆送されていないという現実、傷害致死に至つてはほとんど逆送されていない。平野先生の御親戚の方の御息が殺された事件もそうですが、逆送されるという前提であれば公判を前提にもろん十分捜査を尽くすわけですから、もつときちつと調べるであらう、そうすればああいふような問題は起こらなかつたんじゃないだろうかというふうにも思うわけでございます。

○竹村泰子君　議員同士が議論するのは大変大事なことだと思ひますが、申しわけありませんが、何しろ与えられた時間が少のうございますので、お許しいただきたいと思ひます。

先ほどから申し上げておりますように、無実を争う多くの場合、この場合はさきに言いましたように警察の無理な取り調べを受けて精神的な苦痛も非常に多い。しかも、その多くは問題少年と言われるいわゆる冤罪のターゲットにされた少年であるというふうに思ひます。

そんな少年が心を解き放ち、そして真実を語れる状態になれるまでは、捜査機関から解放されて、かつ少年を受け入れてその言葉に耳を傾ける、少年が信頼できる人間との出会いが不可欠なのではないかと私は思ひます。大臣、検察官が関与する裁判的なものでそういう状況になるとお思ひでしょうか。

○国務大臣(保岡興治君)　竹村先生の御意見を交えた御質問を聞いていて、やはり捜査機関といえども実体的真実の解明という責任があるわけですから、できるだけ丁寧な、少年の弁解も十分聞いた上、いろんな角度からその少年の主張というものについて検討を加えるということが非常に大事だと私は思ひます。そういった意味では、捜査の段階から少年の特性、あるいはまたある意味では早期保護とか情状保護という特性もありますから、そういう点にも配慮してやらなきゃいけないと思ひます。

事実、成人事件の場合は、身柄を拘束すると逮捕から含めて二十三日で起訴するというところになるわけでございます。少年事件の場合も、やむを得ない場合はそういう期間を最大限利用するというところもありますが、通常はできるだけ早く家裁に送る、全記録を送つて家裁でもう一度よく検討してもらうという観点からできるだけ早く送るということ、場合によっては逮捕期間に送るということもあります。

全件送致ということで、不処分、不開始が送致事件の七五％ぐらいある、そしてうち一〇％は不

処分になるというようなことか、いって、やっぱり家裁の審判の特性、捜査機関の少年に配慮した特性、連携してできるだけ少年事件の解明に適切な対応ができるように今後とも努力していきたいかならぬと。

しかし、事実認定についてどうだというお尋ねであれば、これは今度の少年法改正の大事な柱になっておりまして、私は裁判官が検察官の役割も弁護人の役割も二役も三役もやることはとても難しい、特に否認事件、重大な複雑な事件は難しいという現場の裁判官の多くの人の主張をどうしたらいいかという観点に立った改正で、そういった答えとしては私は検察官の関与は非常に評価しているところでございます。

○竹村泰子君 私どもの修正案では、検察官送致を決定できる場合を「罪質が重大で、かつ、刑事処分以外の措置によつては矯正の目的を達することが著しく困難であると認められる場合」に限定することにしております。また、少年たちは防衛能力に極めて乏しいことにかんがみ、検察官送致を決定するには、少年に「弁護士である付添人を付さなければならぬ」としてあります。

私は、きょうはもう時間がなくなつたので質問をやめなければなりませんけれども、もう一問残しておりますが、それはまたの機会にいたしますが、こういう中で、検察官は大事なお仕事でとても重要なお仕事だと思ひますけれども、検察官が、そして弁護士がということになりますと、検察官はどうしても少年を犯罪を犯した人という決めたついで仕事をなさるわけでございます、そして弁護人の方はそれを何とかカバーしよう、助けようという側に立つわけでありまして、少年たちはそのほごまで非常に埋没してしまうということも考えられる、非常に不幸なこともあり得ると思ひます。未来のある少年たちが本当によい形で裁判、犯してしまった罪を悔いて、そして更生のためにどういう手だてができるのだろうかということ、これを本当に国も私たちも考えなければならぬと思ひまして、確認的に質問をさせていただきます。

した。

ぜひ今後の現場での参考になるように私どももしっかりと監視をしていきたいというふうに思ひます。

ありがとうございます。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。

提案者の皆様、御苦労さまでございます。

大分議論も深まってきたというふうに認識をしております。今質問にもございましたように、現場の運用というところが問題になってくるかというふうに思っております。そしてまた、今回の改正案におきましては裁判所の役割も大変大きくなつてきているというふうに思っております。まず今回の改正案が家裁の実務においてどのような影響を与えるかということから、確認ということも含めて若干お話を承りたいというふうに思ひます。

今回の改正案の一つの目玉みたいな部分は、原則逆送、いわゆるというふうには私は考えておりますが、導入されることになりました。家裁の審判においてこの原則逆送ということがどういうような影響を与えるのか。裁判所において、もちろんやつてみなさやわかないという部分はあります、今考えておられる影響というものをちょっと御答弁願ひたいと思ひます。

○最高裁判所長官代理者(安倍嘉人君) 御説明申し上げます。

今お尋ねのいわゆる原則逆送が導入された場合の家裁の運用でございますけれども、具体的な審判の進め方につきましては、個別の事件に応じて裁判官の判断による事項でございますけれども、本法律案の二十条二項の規定でございます。か、あるいは国会における提案者からの御説明によりまして、基本的には、従前と同様に家裁調査官に対して調査命令を発し、その調査の結果を踏まえた上で、例えば少年の性格、資質、生い立ち、家族関係、友人関係等、こういった要保護性についての調査を行った上で、その結果と認

定された非行事実の態様、重大性などを総合して最終的な処分を決定することになるものと思ひます。

最終的な処分がどうなるかということについては、個々具体的な事件についての裁判官の判断でございます。それから申し上げることは控えたいと思ひますけれども、裁判所といたしましては、国会での審議を踏まえて、立法趣旨に即して適切な事件処理が行われるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○魚住裕一郎君 余り大きな議論になりませんが、今回は裁定合議制というものも採用となります。従前は一人で一生懸命やられてこられたわけでございますが、従前の少年審判と比べてどういうふうに変わっていくのか、この点につきましても御答弁をお願いいたします。

○最高裁判所長官代理者(安倍嘉人君) 少年審判事件の多くの事件については従来どおり単独の裁判官が審理を行うことになろうかと思ひますが、でございますが、しかしながら非行事実が激しく争われるような重大事件におきましては事実認定に困難を感じる場面があるわけでございまして、こういった事案につきましては、合議決定を行ひまして複数の裁判官による多角的な検討を通じてより客観性を帯びた判断を得よう、こういった方向で運用されていくものと思ひわけでございまして、そのような慎重な審理を行うことによりまして、少年に対してより説得力がある判断にもな得られるものになるだろうと考えている次第でございます。

また、非行事実とは別に、重大な事件であつて社会的な関心が高い、そして非行の背景事情が複雑でなかなか処遇決定に困難を伴う、こういった事案におきましても、合議体によって慎重な審理判断をすることが適当な場合には合議決定がされるものと理解しているところでございます。

そして、合議体による審理におきましては、委

員会での御議論がありましたとおり、その裁判官が、審判が教育の場であるという十分な認識のもとで適宜役割分担を行うなどの方法によって審判の教育的機能を損ねることがないような運用に努めてまいりたいと考えている次第でございます。

○魚住裕一郎君 それから、今回、改正案で観護措置期間が最長で八週間ということになっておるわけでございますが、そんなに必要ないという意見もあれば、いやもっと長くなきゃいけないんじゃないかという御意見もございまして。実務的にこの期間というものをどのようにお考えになりますか。

○最高裁判所長官代理者(安倍嘉人君) 現行の四週間という期間の中での確な事実認定を行うことが難しい場面があることは既に御議論されておるとおりでございます。その意味におきまして、今回この法改正が実現した場合には八週間の期間まで延長ができるようになるわけでございまして、一定の限度で審理の充実化に資するものと考えている次第でございます。

しかしながら、私ども最高裁といたしましては、かねて法制審議会において議論があつた際に、これまでの具体的な実例などを踏まえまして最長十二週間までの延長を認めていただきたいという意見を述べていたところでございまして、実務上も八週間の期間内では足りない事案も十分予想されるところでございます。その意味では、八週間という期間になった場合には、当面は付添人、検察官等関係者の格別の協力をいただきまして集中審理に努めてまいりたいと考えているわけでございますけれども、さらに改めて上限の延長を必要とするかどうかについては、実務の運用を見ながら検討をしていく必要があるかと考えている次第でございます。

○魚住裕一郎君 最長八週間というような形でございしますが、この観護措置期間の長さの決め方ですが、どういう基準で決めていくのかお示しください。

○最高裁判所長官代理者(安倍嘉人君) 観護措置

をとる目的から申し上げた方がよいかと思ひます
が、三つあると言われておりまして、一つは身柄
の確保であり、二つ目は少年の心身鑑別であり、
三つ目は少年の緊急保護の必要性と言われている
わけでございます。

具体的な期間については、今のよう要素をど
う考えるかという個別具体的な事案の判断による
わけでございますけれども、現在、事実認定に争
いがない大多数の事件におきましては、少年の心
身鑑別等を行うために大方三、四週間かかっている
のが現状でございます。この期間はいずれの
事案においても事実が認められて最終処分を決定
する場合には必要となってくるものと思われるわ
けでございます。これ以外にどれだけの期間が必要
かという点については、事実認定のための証
拠調べをどの程度行わなければいけないか、その
証人の数等によって決まってくるものと考えてい
る次第でございます。

以上でございます。

○魚住裕一郎君 それから、今審議している法案
では審判に検察官が関与するという場面が生ずる
わけでございますが、検察官が審判に関与した場
合どのような形で審判を行うことになるのか、そ
の想定しているところをお述べいただきたいと思
ひます。

○最高裁判所長官代理者(安倍嘉人君) 審判に検
察官が関与する制度を導入する趣旨については既
に御議論があったとおりでございますが、法律家
として犯罪行為を適正に処理すべき職責を担っ
て、しかも公益の代表者という立場にある検察官
に関与を求めるわけでございますが、その基本的
な構造としては、現在とられております職権主義
的審判構造を維持した上で関与を求めることにな
るわけでございます。

その意味におきましては、裁判官があくまでも
審判手続の主事者としてどのような事実認定のた
めの審理を行っていくのかということを主導的に
考えてリードしていくわけでございます。その
ような中において検察官が審判協力者として関与

をしていただくことになるわけでございます。

その意味では、現在の基本的な構造においては
変わりはないものと考えている次第でございます。

○魚住裕一郎君 では具体的に、例えば証人尋問
が必要になる場合、どういうふうな形でやるのか
なと思うわけでありまして。

対審構造であれば、申し入れをして、法文上は
まず裁判官から聞くような形になっております
が、例えば検察官が申し出した証人につきまして
は、裁判官から聞くのかあるいは検察官の方から
聞くのか、そういうようなことも含めてどうい
うことが想定されておられるでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(安倍嘉人君) 家庭裁判
所としては、送付された記録等によってその当該
事案の問題点は的確に把握できている。この上
で証人尋問を行うわけでございますので、基本的
には、これまで例えば供述調書が出されているよ
うな人を証人として尋問する場合には裁判官から
まず概括的な尋問をした上で、その上で付添人、
検察官からお尋ねになる、こういうことにならう
かと思うわけでございますが、ただ家裁送致後に
新たに主張されたアライバイに関する証人などに
ついて、家裁として全くこれまで事情を把握してい
ないという場合におきましては、付添人あるいは
首席検察官の尋問の後に家裁が補助的に尋問を行
うという場合もあるかと考えている次第でござ
います。

○魚住裕一郎君 ぜひ、適正にといいますか、運
用をお願いしたいと思ひます。

続きまして、先般、平成十二年度補正予算が成
立したところでございますが、法務部当局におき
まして、今年度法を議論しているところであ
り、少年の健全育成あるいは保護矯正ということ
に關しまして大変多大な関心が集まっているこ
ろでございます。

矯正あるいは更生につきまして、今回の補正に
おきまして、一生懸命取り組んでこられたことに
ついて概略御説明をお願いしたいと思ひます。

○政務次官(上田勇君) ただいまお尋ねがありま
した平成十二年度の補正予算におきまして、法務
省としても今回のこの少年法の改正の御議論等も
踏まえまして更生保護施設あるいは矯正施設に対
しまして予算の要求をさせていただき、成立させて
いただけたところでございます。

具体的には、まず更生保護施設についてであり
ますけれども、御承知のとおり、更生保護施設は
更生保護事業法に基づいて更生保護法人が設置運
営する施設でありまして、保護観察の対象者ある
いは刑の執行が終わった者たちの中から、頼るべ
き親族とか縁故者がなくて更生のための保護を必
要としている者に対して、宿泊場所の提供や
就職の援助、生活指導などを行う施設でございま
すが、この更生保護施設の整備費補助金といった
まして二億二千九百万円が計上されているところ
でございます。

これは、青少年の改善更生を促進するという観
点から、青少年を収容、保護する施設のうち、特
に施設の改善、これは老朽化が進んでいるところ
が多いものでありますので、その中でも特に施設
改善の緊急度が高い施設につきまして全面改築を
一カ所、補修等が五カ所、計六施設の整備の予算
を計上させていただいているところでございま
す。

また、それ以外にも、更生保護施設被保護者教
育用のパーソナルコンピュータの整備経費等も
計上させていただいております。

また、矯正施設に関する補正予算については、
一つは高度情報通信に対応する施設の整備といた
しまして東京拘置所の整備、また青少年育成、更
生対策として函館少年刑務所や和泉学園ほか二庁
の工事、また新たに横浜少年鑑別所の青少年相談
センターほか二庁、それぞれ予算を計上させてい
ただいております。

このうち横浜少年鑑別所の青少年相談センター
であります。先般、東京少年鑑別所の同様な施
設を御視察いただいたというふうに思ひますが、
もともと少年鑑別所は、家庭裁判所の保護措置等

により身柄を収容された少年の資質鑑別を行うは
か、一般社会からの要望にも応じまして、地域社
会における少年の健全育成のため、広く少年に係
る問題の相談を受けており、学校関係者、子供の
問題で悩む保護者等が相談に訪れて、臨床心理学
の専門家である鑑別技官が相談活動を行っており
ます。

この点については、先ほどの御質問の中でも評
価をいただくお話をいただいたところであります
が、こうした地域社会からもその機能の充実が一
層求められているところでございますので、こ
の横浜少年鑑別所に青少年相談センターを新築整
備し、広く地域社会と連携して非行の防止に貢献
するなど、少年鑑別所がこれまで蓄積してきまし
た青少年問題に関する知見を地域に対して提供し
ようというものでございます。

この青少年相談センターはいろいろと施設ある
いは敷地の問題などもありまして、現在のところ
整備されているのが四十庁、未整備のところはま
だ十二庁あるわけですが、こうしたことにも
これから整備に取り組みしていきたいというふう
に考えております。

以上でございます。

○魚住裕一郎君 確かに更生保護施設整備につ
きましては、当初予算では一億四千万、全面改築は
二カ所だけというところで、一気に一・五
倍というものも計上されて、本当に更生保護施設
を充実させようという意気込み、私もそのとおり
とも思ひますし、もともととするとるべきじゃない
かというふうに考えるところでございます。

そこで、ずっと議論されてきた中で、総合的な
青少年の健全育成、また更生、社会復帰策という
ことになるわけでございますが、今、政務次官か
らの御説明でもございましたが、この更生保護施
設も、宿泊の提供とか就職の問題とかそういうよ
うなことだけではなくて、もっと積極的に更生と
いうものに活用してもいいんではないかというふ
うに思うところであります。

私も公明党といたしましては、少年院とかあ

るいは少年刑務所とか施設を出た後、家に帰るまでの間のグループホームというようなものも考えていいんじゃないかと。そういう中で専門員も配置をいたしまして、家庭環境等を含めてその少年を取り巻く社会の環境等も整備していくべきではないかというようなことも提言をさせていただいてるところでございますが、当面の策として、この更生保護施設というものを、宿泊提供施設というよりも、もつと性格を変えてもいいんじゃないかというふうに考えておるところでございますが、法務御当局のお考えはいかがでございますでしょうか。

○国務大臣(保岡興治君) 魚住先生から更生保護施設について大変御理解のある御質問、御意見を承ったところでございますが、先ほど上田総括政務次官からお答え申し上げたように、法務省としても一生懸命頑張っておるのでございますが、更生保護施設というものは全国で百一カ所あるわけですから、そのうち築二十年以上三十年未満という施設が約二割、それから、築三十年以上というものが約四割もあります。これが三十九施設なんです。ところが、一年でやる施設整備というのは大体三カ所ぐらいしかできないわけです。そういうことから考えると、確かに当初予算に比べて補正は一・五倍の上乗せをして頑張っているのでございますが、今後こういう施設の充実については、なお法務省としては国会、与党の御理解をいただいてもっとふやさなきゃいけないというふうに考えております。

それと、今、先生がお話のように、公明党の青少年健全育成プロジェクト、浜四津敏子先生が座長で、総理にも申し入れいただいたその中に、先生御指摘のグループホームというものの御提案がございます。非行をした少年、虞犯少年などの受け皿になって、その社会復帰を支援する専門家等による保護を行う施設というふうに理解いたしました。このような施設が果たす役割は少年の更生に効果を与える上で非常に重要だと思っております。

現在、法務省所管の更生保護施設では、少年院から仮退院した少年等のうち頼るべき親族等のない者を宿泊させる、そして就職の援助や生活の指導等の保護を行っておるわけでございますが、こういった処遇内容の向上を今後図る、そして機能をさらに充実させることはもちろんでありますけれども、更生保護事業法というのが平成八年四月に施行されましたが、その附則の第二項に、施行後五年をめどに法律の規定について検討を加えて所要の措置を講ずるものということになっておりますが、さらに更生保護施設の職員の人材確保、養成、事業の透明性の確保、あるいは更生保護施設の処遇施設としての法的位置づけの明確化、これなどは保護観察所と連携して保護観察機能の一翼を担ってもらうとか、先生御提案の専門家がどういう形で関与するかという法的根拠、こういったことなど非常に貴重な御提案をいただいていると私は思いますので、そういった御提案を踏まえて、この見直しに向けて法務省としても皆様方の御指導をいただきながら全力を挙げて機能強化に努力してまいりたいと思っております。

○魚住裕一郎君 積極的な、前向きな御答弁ありがとうございます。

そういう見直しの中で、例えば委託費も入所者数というふうな基準になっているようでございますが、それも定員制というふうな形でやられた方がいいんじゃないかと。また、個々気がついた点を含めて発信をさせていただきたいというふうに思っております。

また、私どもの提案として、社会奉仕命令、教育改革国民会議ではありませんが、やはり社会奉仕命令、社会とかかわりの中で更生していくというところが大事ではないかというふうに思っております。

これは少年じゃありませんけれども、この間、市原の交通刑務所に行ったときに、仮出獄直前の方が施設での奉仕活動をやっておられた。そして、その関係者からありがたうという声をかけられて、大変社会に役立っているんだというふう

な、そういう思いをしたという感想があるようでございます。

特に少年ということ考えた場合には、人に感謝されるということ自体が少ない場合が多いんじゃないかというふうに思っております。そういういろいろな保護処分の一環としても採用できるんじゃないかというふうに思っておりますが、この点についてはいかがでございますでしょうか。

○政務次官(上田勇君) かねて魚住委員から御提案のあることでございますけれども、保護処分の一環として、ある一定の期間さまざまな社会奉仕活動させるといふような制度が非行少年に対しまして有効な施策であるということは、そういう御意見があるということはもう十分に承知しております。

現在でも、少年院では院外教育活動の一つとして、また保護観察所におきましても、これは命令という形ではないんですが、保護観察を受ける者の同意を得た上でありますけれども、先ほど委員からもお話がありましたけれども、自己の有用性を再認識させてもらうというようなことを主な目的といたしまして、除草作業等の社会奉仕活動であるとか、あるいは老人福祉施設などの介護体験学習、そういったことも実施いたしております。今後とも社会奉仕活動の活動先というのを、これは受け入れていただくところがなければいけないわけでありまして、そういった活動先の開拓、また活動内容もいろいろと充実をさせていきたいというふうに考えております。

ただ、これを社会奉仕命令という制度として導入するということになりましたと、これはイギリスを初めとして諸外国においてそういう制度、自由刑にかかわる制度としてそういうものがあるのは承知しておりますけれども、これから受け入れ先の問題であるとか社会状況の問題、あるいは社会奉仕命令に違反した場合はどういうふうに対応するかという観点からも検討を加えた上で今後考えていきたいというふうに考えております。

○魚住裕一郎君 お昼前になりましたのでそろ

ろ終わりにしたいと思いますが、提案者各位におかれましては、ことしの夏休みを返上して一生懸命議論されこまでおまとめになられたこと、本當に敬意を表するところでございます。

この少年法の改正だけで今の問題についてすべてが解決するということではないということはもう再三述べられてきたところでございます。やはり犯罪を起さない、起させないということ、そして今回の少年法の改正、そして残念ながら起こしてしまった場合の処遇と更生改善の道、そういう総合的な取り組みというのが一番肝要かというふうに思っておりますが、その総合的取り組みにつきまして法務大臣の御決意を拝聴いたしましたので、質問を終わりにしたいと思います。

○国務大臣(保岡興治君) 魚住先生からはもう本當にその点についてこの間から重ねて強い御意見、御要請を賜っておりまして、前にもお答え申し上げたつもりでございますけれども、今度の少年法改正をめぐって、先生を初め各委員から貴重な御意見、深まってきたいろいろな内容、実りもありますので、それを踏まえまして法務省は法務省としてその職分をきちっと果たしてまいりたいと思っております。また関係省庁は、総務庁のもとに青少年対策推進会議みたいな連絡会議がありますので、そこは文部省とか厚生省とか警察とか、少年非行問題、あるいはそれを未然に防止するいろいろな総合的な施策を考える拠点になっておりますので、そこを生かして、政府としてもまた法務省としても全力を挙げてこの少年法をめぐる国会の成果を総合政策につなげていくように努力したいと存じております。

○魚住裕一郎君 終わります。

○委員長(日笠勝之君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十九分休憩

午後一時開会

○委員長(日笠勝之君) ただいまから法務委員会

を再開いたします。

休憩前に引き続き、少年法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○橋本敦君 きょうは私は検察官関与の問題から質問に入らせていただきます。

法案第二十二条の二で、検察官関与を裁判所が判断して認めることができる、こうなっているわけでございます。この問題については、検察官が関与することになれば、裁判官は一切の訴訟記録、捜査記録をお読みになつていらつしやいますから、あえて検察官が関与するということがどういふことになるかということが問題になるわけですね。

私も共産党としては、事案の事実認定等、複雑な事件もあることは間違いありませんから、そういう限度において検察官関与が考えられることをあえて否定はしません。しかし、その場合には、おのずと対審的構造にならざるを得ないわけですね。とりわけ少年にとつては、裁判官は一切の記録を読んでもらえる、検察官は捜査記録一切踏まえて審判に臨む、少年に付添人はついていまして、おのずとそこでは事実の争いがあれば糾問的構造になつて、少年側は大変な不利益な状況に置かれるということが当然想定されるわけですね。

したがって、検察官関与を認める以上は、当然憲法三十一條が要請する一般刑事手続における適正手続の保障ということを真剣に考える必要があると私は思うんですが、提案者はいかがですか。

○衆議院議員(谷垣禎一君) 今、橋本議員がおっしゃった適正手続というものは少年法の場合にも必要ではないかというのとはおなじことだと思ふんです。それで、流山中央高校でしたか、あの事件の最高裁判決におきましてもその旨の判示が行われておりまして、その後あの最高裁判決が実務の基本的な流れをつくつていふということも、これは釈迦に説法でございます。ただ、今、委員がおっしゃいました、いわゆる

職権主義的な構造をとるかあるいは当事者主義的な構造をとるかというのは、これは午前中の議論でもございましてけれども、大陸法の国あるいは英米法の国それぞれあつて、それぞれやはりすぐれている点もあり、一長一短と言いますといけませんけれども、それぞれいい点悪い点というものがあろうかと思ひます。

いわゆる対審構造、当事者主義をとりますと、どうしても独立の当事者がそれぞれ攻撃、防御を尽くすというふうな形になつてきて、その手続の流れもかなりリジッドなものにならざるを得ないし、また時間もかかる可能性もある。それに比べると職権主義的な構造はかなり柔軟な運営が可能であつて、少年法が目指している教育的機能とかあるいはいろいろな矯正をやつていく上で職権主義の柔軟な構造というものがやはり少年法にはよいのではないかと、こういう判断を少年法自体がしているんだらうと思ふんです。

そういう中で、検察官の関与を認めるということとは、やや委員のおっしゃつた見方と違ひまして、それがすぐ当事者主義構造を取り入れるわけのものではない。やはり家庭裁判所の裁判官の手続主宰権のもとでそれに協力する形で行われるわけでありまして、この場合にも少年法一条あるいは二十条という規定はかつてくるというふうには私も考えておりまして、そのことが直ちに当事者主義的な予断排除とか伝聞証拠排除ということを要請するものではないというふうなことを考へております。

○橋本敦君 その考へ方が根本的に違つてくるんですね。

今おっしゃつたような状況で検察官が関与をする、裁判官は予断排除の原則がないから一切訴訟資料を見ている。少年が否認すれば、警察ではおまゝ認めておつたじゃないかというふうなことを検察官も裁判官も言うことになれば、おのずと糾問式、そういう関係になつてくるんですよ、実情としては。だから、そこところの実情も踏まえてどうすべきかというところで問題がやつぱりあるわけですね。

わけですね。

したがって、そういうような状況も考へて日弁連としては、御存じだと思いますけれども、九八年七月に出した「少年司法改革」に関する意見書」ではこの問題を非常に重視して、検察官関与となればおのずと対審構造になつていくという状況を踏まえて、今おっしゃつたけれども、証拠法の厳格な適用、予断排除の適用、そしてまた反対尋問権の十分な保障、伝聞証拠の禁止など、一般刑事手続に認められている憲法上の要請でもある適正手続保障ということも当然導入されるべきだという意見を日弁連が出していることも私は当然のこととして理解できるんです。

加えて言うならば、この問題は国際的にも大きな問題として議論されてきまして、御存じだと思いますけれども、国際的な流れとしては国連の場で日本も賛成して採択された少年司法運営に関する国連最低基準規則、いわゆる北京規則であります。この十四条第二項では、「手続は、少年の最善の利益に資するものでなければならず、かつ、少年が手続に参加して自らを自由に表現できるような理解し易い雰囲気の下で行われなければならない」、こう規定しているわけですね。

少年が手続を理解し、自由に物が言える雰囲気というのは、我が少年法が冒頭で、和やかな雰囲気のもとで審判を得られなきゃならないということと共通しているわけですから、少年法の規定はこういった国際的基準にも合致している。

そういう雰囲気は検察官立ち会いによつて事実上対審構造のものになつていくというその実情を踏まえた上で議論しないと、実際の運用の問題としては、理論的に観念的に言つていふだけでは事済まないという問題があるということを私は指摘しているわけですね。

そしてまた重要なことは、犯罪被害者とその弁護士さんたちがつくられていふ会があるんですよ、その意見書でどう言つていふかといいますと、「捜査を適正化するなどの法改正もしないで、警察と一体となつた検察官が新たに少年審判

に関与することは、弁護人が付いたとしても捜査側に有利な不公正な審判となり、加害少年や被害者に対する人権侵害も容認されかねません。それではかえつて加害少年の冤罪が増え、被害者の言ひ分が通らない逆冤罪もまかり通り、真相や真犯人もわからなくなるような被害者にとつても問題のある案です。」と。

少年法改正案では、少年審判に検察官が出席し、検察官抗告もでき、加害少年をますます追い詰め、冤罪もふえるような、そういうことであるなら、それは被害者を絶望に追い込む危険性も存在し、少年事件の真相究明の期待とはほど遠いことになる。被害者の側からも正確で厳正な事実認定ということ、被害者も真相究明を求めているし、そして犯罪を犯した少年が真に反省する上からいつても冤罪など起こしてはならぬ、真実の、正しい事実説明が必要だということを言つていふわけですね。

私は、被害者の皆さんからさへこういう問題があるというときには、検察官関与については十分な、少年法本来の和やかな雰囲気のもとで少年が心開けるという、そういう審判になることと同時に、やつぱり証拠法のルールを裁判所はきちっと守る努力をして、そして適正手続も可能な限り入れて運用していく、そういうことが大事だと思ふんですが、これは法の運用に当たる最高裁にお聞きしたいと思ひます。

○最高裁判所長官(代理者)(安倍嘉人君) 御説明申し上げます。

今回の法改正の内容は現在の職権主義的構造を維持した上で検察官の関与を求めるものであるわけでございますが、ただいま委員から御指摘の、裁判所において適正な手続の保障が十分じゃないんじゃないか、その点をどう考へるのか、こういうことでございまして、この点は先ほども提案者から御説明があつたとおり、いわゆる流山高校事件、この決定を受けまして、家庭裁判所といたしましては、合理的な裁量のもとで証拠調べ等を行うものとされて、その運用が定着している

歳、十五歳は六件ですから三分の一以下に減っている、こういう数字が出されているわけであります。

これだけではなくて、犯罪白書平成十年度版、ここから作成された資料によりますと、一九九六年の殺人事件の検挙人員を人口十万人当たりの人口比にしてみますと、日本は〇・五、アメリカは七・一、ドイツは五・九、フランスは二・四、こういうことで、我が国は諸外国に比べて、幸いにして先進国の中で大変少ないという状況がここからうかがえるんですが、法務省、いかがですか。

○政府参考人(古田佑紀君) ただいま委員御指摘の数字につきまして、まず最初に引用されました昭和二十三年、二十四年、二十五年と平成八年以降の数字でございますが、この昭和二三、四、五年についての数字として、当時のいわゆる法務研究にそのような数字が登載されていることは事実でございます。ただ、当時の正確な統計というのは現在ちょっとわかりません。いずれにいたしましても、その程度の数字であったらと思うられるわけでございます。なお、平成八年以降は、これは家庭裁判所で終局処理になった人員数ということであるようにございます。

それから次に、諸外国との比較でございますが、法務総合研究所の調査した結果につきまして、今、委員御指摘のとおりと承知しております。ただ、アメリカとかほかの国は、日本で言う殺人よりはやや広い、いわゆる故殺みたいなものも含んだ数字でございます。そこで、国によつては日本の構成要件と違うものも一部含まれているという点だけ申し上げておきます。

○橋本敦君 総体的には、私の指摘した数字は基本的には変わりはないわけですね。だから、そういう意味でも少年法を改正して、凶悪事件が発生して、厳罰化だということと直ちに一萬千里にそこへ行くという状況でないことを十分検証しなきゃならぬ問題はいろいろあるということなんです。そこで、次の問題に移っていきますが、大阪弁

護士会の意見書の配付をお願いしたいと思ひます。

〔資料配付〕

○橋本敦君 今から資料を配付していただきますのは、大阪弁護士会の資料でございます。後でまたゆつくり御検討いただきたいのですが、この資料はどういう資料かといいますと、大阪弁護士会が少年法等の一部を改正する法律案に対する意見書として、事例検討から見た少年を厳罰化、刑罰化することの問題点の検討ということをやったわけですね。

これは、神戸の須磨事件、たびたび問題になった最近の凶悪事件、もちろんこういうことも含めて過去四十年間の百二十九件の凶悪重大犯罪について判例その他の資料を調べて、犯行動機、生育歴、犯行の前提行動などを分析したわけですね。

その結果、どういう結論になったかといいますと、その結論として大事なことは、現実に少年事件が起こっていますけれども、過去四十年を展望しますと、その四十年にはいろいろ理解したいいろいろな事件が起こっている、今回だけではない。そして、少年事件の量的検討について言うなら、犯罪統計によれば、凶悪重大事件は単純に増加しているとは言えない、低年齢化も進んでいるとは単純に言えないという状況を踏まえまして、とるべき方策として次のように言っているんですね。

以上のとおりで、少年法を厳罰化、刑罰化する際に、その根拠としてしばしば指摘される少年重大事件の質的、量的変化、これは長い目で統計を調べてみると認めることはできない。また、事件に至った経過や少年の状況等を仔細に検討すれば、刑罰化、厳罰化することにより少年事件が減少することは考えられず、むしろ少年の更生を阻害することになる。現に重大な犯罪を犯した少年に真に責任を自覚させ改善更生への道を歩ませるためには、当該非行に至る動機や背景事情を科学的に調査探求した上で個別処遇、手厚いケアを行うことが求められている。児童相談所を初めて

する子供にかかわる専門機関による十分な相談システムを考へることが必要である、こういう結論に達しているわけであります。

この大阪弁護士会の過去四十年にわたる重大事件の分析検討というのは、実証的検討として私は貴重なものだと感じて審議の場でもこれは踏まえていただきたい、こう思うわけですね。

そして、この問題について弁護士会がこういうことを言っているんですが、これだけではなくて、少年法に詳しい澤登教授が「少年法」の中で次のように指摘されていることは、私は大変大事だと思ふんですね。

罪を犯した少年には、「罪障感に欠けた少年に責任の意識をしっかりとせよ」ところから教育が始まります。」「しかし多くの犯罪少年には、刑罰以外の手段がむしろ有効と考えられているわけですね。家裁の終局決定における各処分の比率が、現行法施行以来ほとんど変わっていないのは、特に変える必要がなかったからだと考へることができまふ。そしてその背景には、わが国の各処遇機関の処遇能力の高さと、水準向上への継続的な努力があることを忘れてはなりません。」「私は、家裁の裁判官が熱意を持ち、少年の更生を展望され、家裁の少年調査官あるいは鑑別所、少年院で少年更生のために随分と努力されているということに感服している、こう思ふんですね。

この点の評価について、私は当然よくそういうことで少年法の基本理念を踏まえて今日までやられてきた、そのことについては高く評価をすべきだと思ひますが、最高裁はどうですか。

○最高裁判所長官(代理者)(安倍嘉人君) 家庭裁判所におきましては、これまでその事件の個々の具体的な状況等を踏まえて、また社会の状況等を踏まえてその当該少年の持っている問題性を調査した上で最終的な処遇選択を行ってきたものでございまして、一人一人の裁判官であれ調査官であれ、当該事案について心血を注いで判断を行ってきたものと承知しているところでございます。

○橋本敦君 ですから、少年法の基本理念である教育的、保護主義的、そういう機能を理念として大事に守るということが絶対には後退させちゃならぬ、その努力もされてきた。だから、この前指摘したように、刑務所出所者よりも少年院を出所された人の方が再犯率が低いという効果が出ているわけですよ。ですから、今後もそういう少年法の基本的な理念というのは大事に維持していかなきゃならぬ。

だから、澤登教授は続いてこう言われていますよ。」「ここでひとこといっておきます。厳罰化だめを政策は、法律を変えるだけで済みます。」「今もやろうとしているんですよ。」「しかし、法律をどのように変えようか、非行少年と向き合い、改善へ向けての働きかけを続ける少年院の教官や保護観察官・保護司をはじめとする数多くのワーカーの活躍がなければ、非行は防止されないのです。ケースワークの活動を広範囲に引き出すことのできる制度が、少年法制として優れていると考へます。」「こうおっしゃっています。

だから、私は、厳罰化を言う前に、現在の少年の教育的処遇、それがもっとも十分にできるように、家裁の少年調査官の増員やあるいは少年院や医療少年院や鑑別所やその施設の整備、法務省にお願いしたいのは、予算面、人的面も含めて、こういう面にもっと力を入れるという国の責任がまずあるのではありませんか、こう言いたいんですが、法務省はどう考へていますか。大臣で結構です。

○国務大臣(保岡興治君) 御案内のとおり、少年による深刻な凶悪な事件が後を絶たない、そういうことで非常に憂慮すべき状況にあり、国民も非常に危機感を持っているという状況があるわけですね。被収容少年に対する適切な矯正教育とその生活環境の充実、保護観察の対象となる少年に対する適切な保護観察の処遇が一層重要になってきております。

一方、少年刑務所、少年院及び少年鑑別所にお

ける収容人員及び保護観察事件数が増加しておりまして、これは数字を挙げますと、平成六年、五年前の少年刑務所の一日の平均収容人員三千二百二十二人に対して平成十一年は四千七百七十三名、少年院が三千三十名に対して、五年たった今日、平成十一年は四千九百九十八名、それから少年鑑別所が平成六年が九百二十二人に対して平成十一年は三千二百二十一人、こういうふう非常にふえていくわけでございます。

これらの施設においては、もちろん事務処理のなおい層の効率化、合理化というものにも努めなければなりません、被収容少年や保護観察対象となる少年に対する適切な処遇体制の充実強化というのとはとても大事であると考えております。

そこで、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び保護観察所の職員は定員でございますが、非常に国家財政が厳しい、定員管理もなかなか厳しいという状況がありまして、例えば平成十三年度の予算概算要求においては、特に緊急性の高い要員を確保するという観点から、行刑施設全体で看守部長とか看守を百四十六人、しかしこれについては定員削減が百四十四人と実質二名しか増員できない。そして、少年院法務教官が二十一人、少年鑑別所法務教官が十四人、保護観察官十二人の増員を要求していますが、これは定員削減と同数でございますので、実質増ゼロであります。

こういうような予算あるいは定員管理というのは役所としては横並びでおさめていかないと、なかなか短期間に査定をし予算や定員の全体像をつくるのが難しいものですから、やはり政治がある程度張りつけないと努力をきつとしない、こういった必要としないところに対する適切な増員要求というものはできないのだと、私は大臣として一生懸命そういうつもりで努力をいたしておるところでございます。

また、少年刑務所、少年院及び少年鑑別所の施設整備については、明るい生活環境と実習や学習などの教育活動がより適切に行われる処遇環境を確保する。これは、例えば少年刑務所二庁、少年

院三庁、少年鑑別所二庁の全体改築を行ってるところでございます。これは整備が行われているところと行われていないところの差が大きくて、できるだけ早く整備をしないといけないという考えでございまして、今後とも一生懸命努力したいと考えているところであります。

○橋本敦君 最後に、今の大臣のお話からも率直に少年の処遇に関する予算、人員配置が全体の定員削減や予算縮小の中で極めて厳しくなっている、思い切った政治の力で何とかしなきゃならぬというところで頑張らなきゃならぬというお話がありました。まさにそうですね。

少年犯罪に詳しい東大大学院教授の長谷川壽一さんは、こうした問題で少年の犯罪を減らすには少年に希望を与えることが大事だと、今の社会の中で閉塞感がある、少年に長期的な人生設計ができる、そういう希望を与える、そうすれば犯罪率も下がるし凶悪犯も減っていく、これはもう通説だ。ところが、今の社会では就職難があり、そして教育の問題があり、閉塞感がいつぱい、まさにこれは政治の責任じゃないかということをおっしゃっているのはそのとおりです。実際の処遇でも政治の責任はまだ足りない。

団藤教授は、非行の原因をつくっている世の中をよくしないで結果だけを見て厳罰化の道を進むのは逆効果を生み出すだけであると。元最高裁判事であり我が国刑法学会の重鎮である団藤さんもおっしゃっている。これは正論だと思ふんです。

私は、いたずらに刑罰化、重罰化を急ぐのではなく、今私が指摘したそういう問題に国の責任として力を注いで、我が国の少年を二十一世紀に向かって立派に育てていく、少年犯罪も減らしていく、そういう立場で国が全力を挙げることを厳しく指摘して、要求して質問を終わります。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。少年法についてお聞きをする前に、一点だけ盗聴法に関することでお聞きをいたします。一九九九年五月三十一日、共同通信配信で次の

ようなものが流れました。

埼玉県川越市の自宅に洋弓銃(ボーガン)が撃ち込まれた法務省の但木敬一官房長は三十一日午前「家族が恨みを買う理由は見当たらず、私の仕事に関する事、特に組織犯罪対策三法に

関することではないかと考えている」と感想を述べた。その上で「法秩序維持に携わる私が対象となったことに、暴力の深化を感じる。今、暴力組織と闘わなければ、法案を提出することもできなくなるだろう」と話した。

記事は組織的犯罪対策三法案についての国会での審議のことが続いております。

この件は新聞でも報道されましたとおり、司法試験受験を繰り返している人に懲役三年、執行猶予五年という判決が先日出ました。

そういうふうな事件としては解決をしたのですが、当時、私たちが非常に驚いたのは、自宅にボーガンが撃ち込まれてすぐ組織的犯罪対策三法案にかかわる暴力であるということと表明されているということです。

官房長、記者会見でどのように述べられたのでしょうか。

○政府参考人(但木敬一君) 記者会見といいますが、記者が次々当時の川越の私の自宅の方に参りまして、私に対して取材活動をいろいろな社が行いました。

大体の社の共通した質問は、まず何か思い当たることがありますかとという質問でありました。それについて、私は、私及び私の家族への恨みというふうなことでこのような被害を受けるとは思えないということをおっしゃいました。あるとすれば、私の職務にかかわることではないかということもお話ししました。

当時、だれがどのような目的でやったのかは今の段階では全くわかりませんということはおもろく前提として申し上げた上で今のような話がございます、そこで職務に関するものは何ですかと

いう質問がありまして、当時、御案内のとおり、通信傍受法を含みます組織犯罪対策法が国会で審議され、衆議院の法務委員会でも極めて厳しい対立のもとに採決が行われた時期そのものでございまして、それで、職務について何か思い当たることがありますかとという質問に対して、私は思い当たるとすればそういうことであるということはお話し上げました。

これは言ってみますれば犯罪被害を受けた直後の被害者の立場としての応答でございまして、その後国会で坂上議員からこの点について質問がございまして、そのときは捜査中のことなので一切のことは申し上げられないということを申し上げました。

そのような経過でございます。

○福島瑞穂君 「法秩序維持に携わる私が対象となったことに、暴力の深化を感じる。今、暴力組織と闘わなければ、法案を提出することもできなくなるだろう」ということはおっしゃったんですか。

○政府参考人(但木敬一君) 一つの社に対してどういう答えをしたか余り記憶は定かではありません。ただし、いろいろな質問をずっと続けられておりますし、その中には私の方で条件をたくさんつけて、ればとかならとか、こういう条件であればということとはたくさん前提条件をつけた上でいろいろお話ししていると思ふます。報道の性格上、私が申しましたらとかならとか、そういうことにつきましては逐一報道はしてもらっていないので、そういう意味ではそのとおりであるというふうには言えないと思ふますけれども、いろいろな質問に対していろいろお答えしていますので、たら、ればをつけた上でそういうような意味のことを申し上げているかもしれません。

ただし、これについては、私、正確な記憶ではございません。

○福島瑞穂君 何ら捜査も開始していない段階で官房長が、これは組織的犯罪対策三法案、盗聴法に反対する人たちがやったのではないかと

うに述べられているわけですね、「法秩序維持に携わる私が対象となったことに、暴力の深化を感じる。今、暴力組織と闘わなければ、法案を提出することもできなくなるだろう」と。これは大きく報道をされました。「暴力の深化を感じる」自宅に洋弓の但木官房長」という見出しで報道されました。

当時、盗聴法に関しては、賛成、反対、厳しい対立がありました。そのときに、反対派の人たちはそんなこともやるのかと、やはり怖いというようなイメージにこの報道は大変役立ったわけですね。

官房長として非常に軽率だったというふうには思われませんか。

○政府参考人(但木敬一君) 当時、いろいろな事件がございました。御記憶にあらうかと思えます。中村先生の事件もございました……

○福島瑞穂君 短くて結構です。軽率かどうかだけ答えてください。

○政府参考人(但木敬一君) 私は被害者の立場で申し上げました。中身も、先ほど申しましたように、たくさんの方に、れはがついた上で話していることでもありますので、被害者として事件直後に申し上げたことについて、別に軽率とか軽率でないとかいう話ではないと思っております。

○福島瑞穂君 立場があると思うんですね。官房長ですから、捜査のプロでいらっしゃるわけですね。何にも捜査が始まっていない段階で犯人はだれではないかということ言うのは非常に軽率だと思えます。

少年法のことについても、私はメディアの誘導、誤導が非常に多いのではないかとこのように考えております。

不信任案の可決、否決をめぐる議論の中で、テレビである有力な国会議員が、補正予算も通さなくちゃいけないし、それから犯罪をなくすために、犯罪のために少年法がもうきちんとあるのだからということ述べられました。

この委員会の中では、あるいは提案理由の中で

も犯罪の抑止的效果ということも挙げられていません。この委員会の中でも犯罪の抑止ということに入っておりません。それは立証できない、立証というか、明白に立証できないということになっております。しかし、テレビなどの中では多くの人、少年法が今回改正されれば安心して暮らせる、あるいは犯罪が減るのではないかとこのように誤導されて思っているのではないかと思います。いかがでしょうか。

○衆議院議員(高木陽介君) この提案理由の問題については今まで何度も何度も議論がされてきて、大分平行線の部分もあったと思います。

私たちは、今回の少年法の改正で少年犯罪が、これもふえているふえていないということも、いろんなデータの読み取り方によってかなり違うという認識もあると思います。そういった中で、私たちは少年犯罪を何とか防いでいきたい、健全育成もやっていきたい、そういった思いでやっております。

ただ、規範意識という言葉も何度も出てまいりましたけれども、やはりこういった中で、マスコミの報道のあり方を今御指摘されましたけれども、マスコミの報道でも、やはり少年法がある意味では刑事処罰年齢が十四歳になるということ、そういう認識も広まると思いますし、そういった部分では規範意識が根づいてもらいたい、そういうふうにも私は思っております。

○福島瑞穂君 しかし、委員会での議論が正確な形で出ているのだろうかというふうに思っています。

凶悪事件がふえているかどうかというのも委員会の中でずっと議論になりました。これは御存じのとおり、犯罪統計を長期のスパンで見えていないというふうに見るのか、ここ数年のあるデータを見てふえているというふうに見るのかということなんです。立法する場合には長期のスパンで見るべきではないでしょうか。

○衆議院議員(麻生太郎君) 両方見なくちゃいかぬと思っております。基本的には。

しかし、長期的に見た場合、例えば昭和三十

年、もはや戦後ではないという言葉が使われたのが昭和三十年だと記憶しますが、このころには成人と少年との間においていわゆる刑法による犯罪の検挙というのとはほとんど同じだった。ところが、昨年、一九九八年の統計によりますと、少なくとも十万人当たりの犯罪、いわゆる刑法犯の検挙率というのを見ますと、成人で約六百六十七、少年では一千六百九十一という数字になっておりまして、約十倍という数字になっておる、長期的にはそういう数字もあるということをお参考いただければ幸いです。

○福島瑞穂君 それは犯罪に占める中で成人の犯罪率、犯罪をする割合が低くなっている、その比較をすると少年が成人に比べてふえているということだけでも、全体の統計で見た場合に少年犯罪が増加しているということは長期的スパンでは言えないと思います。

殺人事件ですが、少年の殺人事件の推移を見てもおおむね横ばいです。昭和四十九年から平成十年まで見たときに、この殺人事件は横ばいです。別に少年の殺人事件がふえているということは言えないんですけれども、それはいかがでしょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 殺人に限ってのお尋ねでございますが、先ほど委員御指摘のとおり、長期的スパンということで見た場合に、絶対的な件数というのは、少年犯罪全体として殺人はむしろ人数としては減っている、そういう状況であることは昭和二十年代の初めから考えればそのとおりであると思えます。

ただ、それと同時に、数は数といたしまして、少年の中でどの程度そういう殺人事件が起こるかといういわゆる人口比のような問題もあるわけでございます。犯罪統計をどういう角度からどう分析するかということやはり数だけでは決められないように思うわけです。

○福島瑞穂君 八月二十四日の朝日の夕刊の廣田東大助教授が出しているのもそうなんですが、十万人当たり検挙率は非常に減っております。今、

古田局長がいみじくも言うてくださったように、件数としてふえているわけではない、長期的スパンで見たらふえているわけではないというふうにおっしゃいました。そういうことは実はきちっと人々の間に伝わっていないのではないかと。さつき麻生さんがおっしゃった統計もわかります。しかし、それはこういう面で見たらどうではないかというふうに反論ができるわけで、きちっとそれを長期的スパンで見たらどうかと全体としてどうかということでは、今犯罪がふえているという言い方はやはり不正確、間違っている、誤導であるというふうに思います。

次に、少年法改正案のターゲットというか、ねらっている少年はだれなんだろうか。衆議院の法務委員会の議事録を見ますと、非常に凶悪な事件というふうに出ております。提案理由の中でも凶悪な事件というふうになっております。一方で、法務大臣は、愉快犯、確信犯、おやじ狩りというひったくりのことも話されました。どちらが、何がターゲットになっているんでしょうか。

○衆議院議員(高木陽介君) 個別具体的なこういう犯罪だけを対象にしようという考え方で私どもはこの法改正に取り組んだものではございません。先ほどから申し上げているように、少年が犯罪を犯さないようにする、一番大切な問題でありますけれども、健全育成をしていく。ただし、犯した場合にどう対処していくかということでも私たちは話しました。

先ほどの議論の中にもありましたけれども、犯罪の数だけではなくて、例えば最近、特にマスコミの報道のあり方ということもいろいろ問題になると思っています。それは山形のマツト死事件、これが大きなきっかけとなりましたけれども、そのときの事実認定のあり方、これも一つの問題となつて今回の法改正のきっかけともなつたと思えます。さらには、バスジャックの問題もそうでありまして、また神戸の事件もそうでありましたけれども、やはり報道が過激になることによる影響もあつたと思えます。

そこら辺のところ、数字の上では数が多くなった、または長期で見ればそんなにふえていない、そういう論議もありますけれども、終戦直後に少年法ができ上がったときと比べてみると、今の情報化の時代にあつて、一つ一つの事件が特にマスコミを通じて広がっていくということで、これもかなり大きな影響を与えていると思っております。

○福島瑞穂君 法務委員会の審議を通じて、なぜ改正しなくてはいけないのかというところがやっぱりまだ納得がいかない、わからないんです。

その大きな理由の一つは、なぜ凶悪重大事件が起きるのかというきちつとしたアプローチを国会がまだしていないからではないかというふうに思ふんです。一つ一つの事件がなぜ起きたのか、凶悪重大事件がなぜ起きるのか、今の子供たちがどういう問題を抱えているのか、国会は果たしてそれにどこまで肉薄をしたのだろうか、本当に原因一つ一つをきちつと検討し、その中で少年法改正しかならないというふうになったんだろうかというふうに思っております。

一つ一つ、例えば佐賀バス事件、神戸A少年の事件、先ほど橋本委員の方から大阪弁護士会の事例分析が出ました。私たちも、いろんな付添人、重大事件をやっている付添人の人から、少年がどういう少年で何に問題があるのかという報告書などもいただいております。これと少年法改正が全く結びつかないので、私たちは少年法のこの改正に賛成はできないわけですが、個別個別ケースで、事件の根本的な問題、何が問題かというところまで検討されたのでしょうか。

○衆議院議員(高木陽介君) 今、御指摘のあったように、国会としてこの少年犯罪の問題について取り組まなければいけない、まさにそのとおりだと思います。

そういった中で、与党のプロジェクトを初め、先ほど麻生提案者の方からもございましたけれども、平成九年から論議がずっと進められてまいりました。その中で、何も少年法の改正だけがすべ

てだというふうに私もはとらえていないということ、これは何度も申し上げております。そういった中で、私どもの公明党の方からも、更生のあり方ということで総理の方に申し入れもいたしましたし、それを受けて先ほども法務大臣から御答弁いただきましたけれども、そういう対処をしていこうということもございました。

ということで、少年法の改正だけがすべてというふうには、百かゼロかみたいな論議で、いつもこの論議になつてしまふんですけれども、これは一つこれをやってみよう、それだけでよしとはいえず、それ以外にもさまざまな角度からやってみようという取り組みであります。

○福島瑞穂君 では、根本原因は何と考えられるんですか。

○衆議院議員(杉浦正健君) 少年法改正問題については、人それぞれの価値観でさまざまな考えがあるかと思ひます。

私は、個人のことを申し上げると、そもそも少年法において、刑法が十四歳以上が処罰可能であるのに、十六歳以上しかできないということはおかしいということはかねがね思つておつたところであります。

○福島瑞穂君 私の質問は、少年犯罪の根本原因は何かと立法者は考えたのかとお聞きしたんです。

○衆議院議員(高木陽介君) 根本原因というものは一つには限られないと思ひます。家庭環境の問題、または学校の問題、または対人関係の問題、または個人の内面の問題、さまざまな原因があります。これだというふうには決めて、それを解決するために少年法がこうやって変わるんだとか、そういう問題ではないと思ふんです。やはりトータルに考えなければいけない。今も考えている最中だと思ふんです。それは各党なりまたは議員個人個人なり、そういった中で、例えば衆議院の青少年特別委員会等でも論議がなされていると思ひます。

そういったトータルな部分でそういう一つ一

つ、またこれは個別事案も全部違うと思ひますので解決しなければいけないんですが、その中であつて、今回の少年法改正というのは、例えば規範意識を高めてもらいたいという立法者の意図もありません。さらには、事実認定のあり方については、これもいろいろ問題が事実ありましたから、これを明確にしていきたいと思いますという、そういった幾つかの課題によつてこういう立法をしたというところであります。

○福島瑞穂君 立法者として無責任ではないかと思ふのは実はその点なんです。つまり、少年犯罪について人々が心を痛める、それはそのとおりです。私たちも痛めます。しかし、立法するためには、その立法の理由は何かというところがあり、こういう法律をつくつたら改善されるという確信がない限りそれは立法すべきでないと思ふんです。

○衆議院議員(麻生太郎君) どうも意見をわざとずらしておられるのか、我々の理解が足らぬのか、そこはよくわからないですけれども、少なくとも私どもはこの法律ですべて解決するということではない。少年法というのはそんな簡単なものじゃありません、犯罪を起す背景はそんな簡単なものじゃありませんよと、これは皆さん全部納得しておられるんだと思ひます。この点はよろしいんです。

その上で、基本的に少年の刑事責任と刑事処罰可能年齢というものの差が今幾つかあるといううなことから、少なくとも故意に殺人を犯す、人様の命を殺すという人は、同じ裕福な家庭に育つていて、まともに育つていない子もいれば、同じ裕福でもまともじゃない子もいる。そのまともじゃない子がまともである子を殺す、故意にですよ、間違つてじゃありません、故意に殺すという場合には、少なくとも貧しいうちに育つてもまともには育つていて、片親というさつきお言葉が出ましたが、両親が片親であつたとか何とか言いましたが、離婚しておられるとかいうケースの子の方が多いという比率、例がさつき小川議員の方が

多いという比率、例がさつき小川議員の方が

ら数字が挙がつていた気がしますが、こういった場合においてもまともに育つていない子の方が多いんですよ、少なくとも。

そのまともに育つていない子の方を、自分の社会的な状況がどうだったかどうだったかというところに転嫁して、少なくとも自分が殺人を犯したということとが許されるという状況というのは、これはおかしいのか。少なくともそういう状況で殺人、人の命を殺すというふうなことをした子にはそれなりの社会的責任を負つていただかなければいかぬ。しかし、そういったものを今は捕まらなくていいんだ。今は、やつたつて僕は捕まらないうんですからというふうなことを堂々と堂々というふうな子があるという状況は、これは明らかに状況としてはいかぬものか、私どもは基本的にそう思つております。

この法律ができることによつて少なくともこういった問題は厳しくなるんだという意識を持つていただくということは、基本的にはこの種のものに関する対応としての第一歩であり、非常に大事なことのひとつ、ただしこれがすべてではないということは何回も申し上げておるところであります。

○福島瑞穂君 私が少年法改正のこの審議で非常に不安を感じるの、まともに育つた子とまともに育つていない子と比べて子供をばんと分けていて、まともでない子が悪いことをしたら罪を負うべきである、以上、という形で終わっているからなんです。

というのは、もちろんカツアゲとかいわゆる恐喝とか悪いのはあります。しかし、私たちがもし不安を感じるとすれば、いい子というふうには言われている、今子供たちはやつぱり内申書やいろいろな点で非常に不安を感じています。十四や十七歳の子供がなぜ荒れるかという、私は実はよくわかるような気がします。いい子競争をさせられていて、その中でもうつくつしている。ですから、周りは、あんなにいい子だったのになぜとなつて

つまり、規範意識ということで議論がありますけれども、多分私たちが思っている規範意識とちよつと立法者の規範意識がずれているのかもしれない。上からどんなに規範意識をたたきつけても、いい子競争の中で苦しんでいる子供はそれはわかつていくわけですよ。

ただ、例えば神戸A少年は自分ではつるされてもいいと言った。それから、いい子と言われている子供が殺人を犯すということに対してどう私たちは対応するかということに、立法の理由、目的、それから現実に行き着くことと説明がずれているので、私たちはそれに対してどうですかとやっぱり納得がいかないという、そこなんです。犯罪を犯し、問題を抱えている子供にこの少年法は果たして本当に解答を準備しているのだろうか。上から規範意識、悪いことは悪い、悪いことをしたら処罰されるんだということを言うことで、果たしてそれは子供に届くのだろうかということを一歩思います。

悪いことをしたら処罰されるということを子供に知らしめるというふうにおっしゃいました。しかし、少年院に行くことだつて保護処分でももちろん厳しいわけですし、ずっとここでも言っているが、凶悪事件をやる少年の方が問題を抱えているケーススタディーが必要なケースだとも言えると思います。

まして、悪いことをやったのは悪いと言われるけれども、義務教育が終わるまではこの案ですと少年院に行くわけですね。受刑者という名目のもとに少年院に行く。そして、監獄法の適用がありながら少年院の中で処遇されるということをするわけです。

要するに、刑事裁判に付させる、それから受刑者の立場にするというのは単なる見せしめのような形だと思ふのですが、いかがですか。

○衆議院議員(高木陽介君) この議論もずっと前から出ていたと思うんですけど、まずは先ほど麻生提案者の方からありました、いい子悪い子、これは関係なく、人の命を奪う、しかも故

意で、これはこれで一つの大きな問題だと思ふんです。

これを、例えばいろんな理由があります、例えば家庭の問題がありました、学校での問題がありました、内面にいろんな問題がありました、ではあなたはもう仕方がないですね。これはないと思ふんです。やはり故意で人の命を奪ったということに關しては明確に、それはある意味では刑事裁判を受けていただきますというのが私たち立法者の意思です。

ただ、家裁にも裁量権があります。逆に十四歳、十五歳という年少少年の場合に少年院に行つて受刑者となる、これは受刑者となりますけれども、そこで配慮をしたのが、やはりここは義務教育課程でございまして、少年院でしっかりそれはやつていただきますように、こういうことであります。

○福島瑞穂君 重罰化ではなくリストラティブ・ジャスティスを、修復的司法、回復的司法ということをやつてきたわけですけども、高木さんにお聞きします。

法務委員会の中で、「少年の更生・社会復帰への支援拡充等に関する緊急提言」というものをさしていらつしやるというふうに話していらつしやいます。被害者・少年等協議プログラムの導入など、リストラティブ・ジャスティス、修復的司法についての取り組みを言つていらつしやいます。

今、拙速で少年法を改正させるよりも、さつき言つたような疑問もありますので、むしろ修復的司法などの、被害者はそのことも望んでいる、きちつと向き合つてくれということを望んでいるわけですから、リストラティブ・ジャスティスを行うことについていかがでしょうか。あるいは、その取り組みについて言つてください。

○衆議院議員(高木陽介君) この修復的司法という考え方、これは日本でもともと例えば起訴猶予のときにいろいろあつた部分だと思ふんです。これは例えば被害者への慰謝、いわゆる謝罪だとか、また弁護人による示談の努力だとか、こ

うようなことが日本でも行われてきているわけですね。

欧米の方で、いろんな考え方の中で被害者と本當に対面をするという、そういう場面もあると思ふんですけども、そこまでやつて成功する場合もある、逆にやつたことによって、まだ被害者の感情がそこまで熱していない場合もあると思ふんです。だから、一概にこの考え方がすべていいんだというふうにも言い切れないう、いい部分もあると思ひますけれども、そういう意味で、これは更生の段階でいわゆるそういうことをやつたらどうかと党内で論議して提案をさせていただきます。

○福島瑞穂君 先日、関東医療少年院などを訪れました。愛光女子学園は明るい雰囲気だったんですが、関東医療少年院は建物が高い、医療が古いということもありまして、正直言つて医療あるいは少年院の処遇としてもちよつと中途半端、あるいは手元が暗いんじゃないかと、いろんなことを思ひました。

もう少し、例えば扶養控除が廃止されるのじゃないかとかいろいろありますけれども、子供のために予算はぜひそういうところには使つてほしいという要望と、最後に法務省に、リストラティブ・ジャスティス、修復的司法について、法務省として前向きに取り組む、あるいは研究、検討されたいかがかという点についていかがでしょうか。

○国務大臣(保岡興治君) 今、高木提案者からもお話がありました、やはり被害者と示談をした、り宥恕をされる、そういう関係で被害者の気持ちをいやすたり、そのことを通じて少年の自省の心をはぐくんたりするということは非常に重要なことだと思ひます。

したがって、先ほど申し上げたように、検察官が事件を処理する際にも、また裁判官が判決において量刑を考える上でも、その点を従来日本は重視してきている。それは日本社会の特色だと思ふんです。だから、外国では最近始まつたようなことで珍しく取り上げられておりますけれども、我が国では非常に刑政において重視してきた要素だと、私はそう思つております。

したがって、少年の健全育成の点でも、また被害者の気持ちをいやす受けとめていくためにも、この点は今後もさらに配慮すべき重要な要素と心得ております。

○福島瑞穂君 終わります。

○平野貞夫君 本来、少年犯罪の凶悪化の原因をよく解明してから少年法の厳罰化を検討するというのが筋道ではないかと思ひます。各先生方が御指摘されるとおりだと思ひます。

残念ながら、ずっと質疑を聞いておりまして、今回の議員立法にはどうもそれが不十分ではないかというところは提案者自身の方も認められているように、もうちよつと社会的、総合的な検討を要するという印象を持たれているように私は理解をしておるんですが、審議の状況からいまして、いづれこの国会中にこの法案は成立することになると思ひます。

となりますと、私は提案されている先生方の、政治家のこれからの政治的、社会的責任は大きいと思ひます。少年法が通つたから、成立したから後は知らないということじゃ困ると思ひますので、どうかひとつ少年犯罪の凶悪化の原因、それを取り除く御努力を十分していただきたいと思ひますが、そこら辺のことについてひとつ麻生先生に。

○衆議院議員(麻生太郎君) 少年法ができました当時は、日本というものは敗戦直後であつて、極めて貧しい時代でしたから、少年犯罪の内容は、盗み、かつばらいの対象物はほとんど食料品であります。今、食料品をかつばらう子はいません。豊かになつたからです。明らかに社会の変化によつてその種の少年犯罪は減つたということだけは間違いない事実だと思つております。しかし、かわりに別の犯罪がふえてきているということも事実でありまして、おもしろ犯などというものはあの時代ではなかった。社会の変化に伴つて少年犯罪の質も変わつたということだと理解をしております。

思っていますよ。そんな状況、だからいろんな犯罪が、凶悪な犯罪が起こっているんじゃないかと思うんですが、その辺についての御意見を聞きたいんですが。

○衆議院議員(麻生太郎君) これは物すごく答弁をする中で、最も格調高い質問なのでこれは真剣に答えなきゃいかぬと思って今、何も今まではいいかげんに答えたわけじゃありませんが、これは真剣に、ちよつとかつに答弁できないところだと思ひますので、これは今までの話と全然違うレベルのお話なので、これは全体のお話ですので、少年法だけで取り上げるわけのところではないのだと思ひますので、(次元の低い質問して済まなんだ)と呼ぶ者あり)いや、揚げ足をとるような話じゃないので、今、少年法の話と全然違ったレベルの話をしておられることを私は申し上げておるんですから、(私たちも少年法以外の話をした)と呼ぶ者あり)いや、少年法以外の話をあなたもなさっていましたからね、最初に、全然関係なく……

○委員長(日笠勝之君) 静粛に願ひます。

○衆議院議員(麻生太郎君) だから、そういった意味では、この少年法の話の中でいろいろな問題を言わなきゃいかぬところなんです、今、内申書というものに問題があるというのは確かです。内申する人の側に問題があったりするというのは、もう皆さん御指摘のあるとおりですから、そこは確かなんです。

逆に、内申書があるから学校でいい子を装って、それなら家庭で荒れるかといひますと、これは内申書のいい子が家庭で荒れたり、家庭でいい子が学校で荒れたり、これはなかなか子供の方も、いろいろ相手相手を見て顔色ぐらいい見られるような知恵はもう十四、五歳になれば皆できますので、教室の外に出たら途端に今まで仲がよかった子供をいじめるとか、これは先生の話を聞くとどうも幾つでも出てくるので、一概にこれだからというのを言われますと、教育制度全体にわたってこれは考えにやいかぬところなので、少年法の

レベルで私どもが考えているような答えで申し上げられる立場にも私ありませんので、ちよつとその点は、今の御質問というのは少年法を担当いたしました私どものレベルを超えた話だと思ひております。

○政務次官(鈴木恒夫君) 政府側として補足をさせていただく格好になりますけれども、私も横浜の小中学校を振り返ってみますと、内申書にどう書かれるかというの物は物すごく子供心に気になったものでございすね。ですから、不当な評価を子供が与えられて、それがすくすくと育つべき子供の性格なり考え方をゆがめるといふことがあつては絶対ならないと。

したがいまして、教師と子供の信頼関係というものも当然日常的に学校の中で培われねばなりませんし、この内申書の書き方につきましても、担任の先生だけではなしに、校長とか教頭とか、学校全体が一人の子供の育ち方を大事にするという意味で総合的に勘案する体制をお願いしているところでございす。

○平野貞夫君 そのお願いがなかなか通っていないところに問題がございまして、大体、子供といふのはある時期親に反抗するのは当たり前なんです。それから、先生に反抗するのは当たり前です。反抗しなければ大人にならないんです。したがいまして、私はむしろ子供よりか先生の方に問題があると思ひます、私の経験からいって、ずっと六十過ぎまで抵抗するものもこれも問題ですけれどもね。それは肉体的、精神的発展の段階で、私はやっぱり本当に社会の活力をつくるという能力を持っている子供の方が反抗もするし、反抗の量も多いし、反抗の質も複雑だと思ひます。そういうものを非常にワンパターン化したもので規制して、そしてある意味では一生を決めていくと。

それで、私は教師も問題があると思ひますが、担任の教師一人じゃなくて校長先生も入れた集団で査定するといひても、余計悪くなるんです、大体今の学校といひるのは。私なんか学校の成績が

悪かったものですから、学校の先生にうんと今でも不満を持っておるんです。そういう状況で、私は内申書をやめてもらいたいという意見です。

須磨の小生殺害事件の容疑者が中学校三年生であつたといふことで、当時、民主党の現幹事長の菅さんがなかなかいいことを言っておるんです。(発言する者あり)議論もしますけれども、いいときにはいいと言ひますから。

内申書の価値基準はいい高校、いい大学、いい社会といふ一色しかなくて、その基準が上からずうと中学校、小学校までおりてきている、そこからちよつとでもはみ出したら、今の社会にはほかに選択する余地がないほどきちきちになつておると。子供は自分ではこのプレッシャーをなかなかねのけられないから、たまつたストレスを弱いつとに持っていく、それがいじめになつたり、あるいは凶悪な犯罪になつておるんじゃないかと。特に中学生は、高校に行くといふラインに直結する調査書、内申書でがんにがらにされていふと。菅さんも、内申書なんかやめるべきです、中学生のプレッシャーになるだけでなく、先生の方も大変な思いをして、苦労している。生徒も先生もおろおろしているといふのが内申書制度の実態だといふ意見をしています。さすがだと思ひます。

私たちは、せめて内申書でも大きく見直して、また絶対評価のような内申書に二〇〇二年から変えるといふんですよ。人間に絶対的な評価なんかないんですよ。そういう意味で、鈴木先生は実は国の宝ですよ。そういう意味で、鈴木先生は実にお上手に文部省の内申書制度の正当化をやりますが、私はひとつほかの先生方と一緒に、少年法の厳罰化が成立するならば、内申書をせめて廃止する議員連盟でもつくって、徹底的に少年の本當の心の回復といひますか、そういうものをやりたいといふことを申し上げて、ちよつと時間が来ましたので、答弁は要りません、終わります。

○中村敦夫君 これまで法務委員会での少年法改正についてのさまざまな議論がありました。し

かし、私には、少年犯罪の現実、それとこの少年法改正といふものがどうしても脈絡が繋がらない、整合性がわからないんです。

一部マスコミがおおっているように、実際に凶悪犯罪が今急にあふえているのか、犯罪が非常に異質化しているのかといふことの問題に関しては、これは偶然二、三人の人格障害、精神病理学的なタイプの少年の犯罪といふものが連続したといふこと以外に、統計的に見てもそのように断定するのは非常に難しいんです。発議者の皆さんも認められていふとおり、これは統計の読み方でかなり主張が違つてくるといふことは一致した考え方なんです。つまり、統計の読み方で多少違つてくるという程度の現実なんです。これが事実だと私は思ひます。ですから、それが根拠になつて法改正をするといふことには私はならないと思ひていふんです。

それでは、一体この法改正の基本的な趣旨は何なのかといふことを考えてみると、やはり大目的が少年の規範意識を確立するといふところに尽きるんだと思ひます。それで、この規範意識の概念に關しての發議者たちの今までの説明、これも非常にあいまいです、一人一人の方々の答ひの性格も違つたといふうに感じていふます。

一般に社会的規範といふのは私は二つに分類されていふと思ひます。一つは法律です。これは今回は少年法のケースですから、少年の更生教育を目的としつとも、やはり刑罰化といふ刑法的な部分も与えて国家的な秩序維持のルールとしての規範があるわけですね。もう一つは、道徳的規範といふのがあつたと思ひます。この道徳的規範といふのは共同体といふものが歴史的、文化的に持つ善悪の尺度でありまして、多くの国々ではそれが宗教といふものの教えと深く関連しているわけですね。ですから、規範といふものは二つに分けなきゃいけないと思ひます。

そうすると、現行の少年法といふものが国家基盤を守るためのものとしてどんなものだらうかといふうに判断したときに、純法律的には私は非

常に理想的な法律であるというふうにかえていく。そして、その法律を家裁中心に運営してきたこれまでの実績というのは、それは一つ二ついろいろな間違いがあったとしても、おおむねうまくいっている、そして判断も正しいのではないかと。これは前回の委員会でも私は実例を挙げて説明したはずなんです。そして、更生の効果も上がっている。

今の少年法で欠けているのは、やはり被害者に対する対策、ケアというものの部分が抜けている。これはやはり何とかしなければならぬ。私はそれだけで十分じゃないかと。それ以外に問題があるとする、むしろ検察とか警察の捜査、これが十分じゃない、しっかりとしないというのとじゃないかと思うんです。そしてまた、被害者に対する当局の態度というものが親切でない、丁寧でないというような、むしろ現場の問題というものが実は世の中が問題にしている本質ではないかということであって、現行法の少年法の問題ではないというのが私の考え方です。

一方、道徳の問題です。これはもう著しく崩壊しつつあるというふうには私は思うんです。これは少年だけじゃなくて、大人の社会でひどく崩壊の進行が進んでいることだと思えます。そうすると、では日本の道徳というのは何なのか、私はよくそのことを考えるんです。そうしますと、伝統的に言えば儒教的な規律とか仏教的な教え、あるいは武士道、これは禅と儒教というものの合体の中から生まれてきたような規律です。そしてまた、近代ではヨーロッパ的な倫理観がそれに混合してきて、そしてあるバランスをとりながら社会的な道徳的規範というものがあつたと思えます。しかし、世の中がだんだん経済至上主義になって、金権主義、物欲崇拜みたいなものが価値観になっていくようなところで、だんだんこの道徳的な部分というのが崩れてきた。

その規範というものの対する意識者たちのお答えを聞いていると、どうもこつちの話のようなニュアンスの方が多いんですよ。ですから、これ

は何か法律的なものと道徳的なものをこちゃまぜにしながら答えられているんじゃないかと。だから、この法案の論議というものがずつとすれ違いで、あいまいで、宙に浮いたような議論になってこまで来てしまったのではないかと思うんです。どうでしょうか。これは法律の問題なんです。道徳の問題なんです。皆さんが言う規範というものは。

○衆議院議員(谷垣禎一君) 今、法と道徳とを分けて中村委員はおっしゃいましたけれども、この刑事関係の問題にしている法という道徳というものは、最大限の道徳を求めているわけではないと思うんです。世人の指標となるような高い道徳を求めているわけではない。要するに、社会生活をともにして一緒にやっていける程度の最低限のルール、人を殺してはならないとか、人のものを盗んではならないとか、これは法律ではあります。確かに法律ではございますけれども、道徳の内容としても、極めて高い道徳ではないけれども、道徳の一番基本のものだろうと私は思います。道徳が全く背景にないところに、道徳とは全く無関係に法規範というものができるわけではありません。けれども、この法規範は極めて高度のものを求めているわけではないということを私は思います。

○中村敦夫君 法律というのは時代とともに変わりますよね。これは社会的合意があつて成立して立法されるわけです。しかし、これを守るのは道徳なんです。道徳がなければ、法律なんて幾ら書きかえたってだめなんです。道徳というものは、社会的な共有の価値観であると同時に個人の心の中にあるわけですよ。これが重要なんです。ですから、それではその法律のところを厳罰化するというところで規範というものが強化できるのかどうかという話になってしまうときに、非常にお答えがあいまいじゃないかと私は言っているんですよ。これは法律の問題じゃなくて道徳の問題じゃないのかというのが質問の趣旨なんです。

○衆議院議員(谷垣禎一君) 先ほどと同じことの繰り返しになりますが、確かに法というものは社会とともに移っていく、委員のおっしゃるとおりだと思います。しかしながら、人類の歴史を見てきても、法の内容で、例えば人を殺すのは自由自在に殺してよいなんていう国家はおよそなかったわけでありまして、社会もなかったらこう思いますが。漢の高祖がつくられた法三章という法律も、人を殺すなとか盗むなとか、極めて単純な法でございまして。しかし、それは当時でも現在でも基本的な道徳の内容だろうと私は思います。ですから、そういうことでございまして。

○中村敦夫君 この種の質問のお答えは、決まっています。子供たちに人を殺すのは悪いことだと教えるんだ、そのための法律改正なんだというお答えが繰り返して出てくるんですよ。人殺しをするのはいけないことだなんて子供はみんな知っていますよ。知っているのに起ることがある、そしてそれが新しい質を持つて起くるのであれば、それは何かというふうな追求するのが問題だと思えます。

しかも、例えば宣言効果という言葉でこの法律はそれをねらっている。要するに、悪いことをしたら厳罰が来るよという一つのおどかしですね。これは大人が子供をしつけるときにやる方法です。しかしながら、今の少年たちは現行の少年法ですら知らないんですよ。学校も親も少年法についてなんて教えたこともないわけなんです。そうすると、法律のどこかをいじくったところでもってこの宣言効果というものがあのかどうか。

ここでしよう、だつてこの法律の皆さんの一番の目的としているところは。だから、教育もしないでこだけで済ませて終わって、はいやりましたというだけでは何の意味もないんじゃないですか。

○衆議院議員(麻生太郎君) おっしゃっている意味はよくわかります。文部政務次官はもうちょっと御退席になっておられますけれども、社会の時

間に憲法だけでなく少年法もというようにところも一つ必要になることなのかもしれません。また、マスコミ等々でこれだけ取り上げられた少年法というものは、たまたま私の子供は十五歳なんです、下の娘が十三歳、随分遅い子供だなどと思いでしょ、事実遅いのでそれとおりなんです。私が、私に向かつて言う質問は、やっぱりこれは同じことが出てくるわけですよ、少年法は自分のことですから。お父さん、これは私の年齢と言わけて。そのとおり。やっぱり子供もそれなりの関心を持ったことは確かだと思つて、それが結構話題にはなっているんだと思つても、それは、こういつたようなことが全くゼロではない、しかし一〇〇%でもないということなのであつて、少なくともいろいろな形でこいつたものが浸透していく努力は今後とも必要だと思つております。

○中村敦夫君 私は、現行の少年法は非常に形のよい理想的な形でままとっている、そして今回改正することによって法律自体の形が非常に悪くなる、判じ物みたいな非常にゆがんだものになると。むしろ、現行の少年法というものをものと生かし、家裁の施設の充実とかあるいは人材の育成とか、そういうことによつてもっと子供たちに対して宣言効果があるような、そういう方向に向けていくべきだと考えておりますが、これ以上質問しても多分聞く耳を持たないでしょうから、この件は終わりにしまして、矯正局の方へちょっと質問したいと思つてます。

先日、関東医療少年院を視察しまして、幾つか思いついたことがございまして。今月の十日に、京都医療少年院に入所中の十四歳の少女が首つり自殺をしたわけですね。この事件の概要というものを簡単に説明していただきたいと思います。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。お尋ねの事件は、十一月十日、午後一時五十分ころ、京都医療少年院の単独室に収容してありました十四歳の女子少年が外窓の鉄格子にバジヤマの

ズボンの両端をかけて結び、その輪になった部分に首を入れて自殺を図っているところを職員が発見したものでございます。職員の急報により、直ちに少年院の医師が救命措置を講じた上、救急車を要請して市内の病院に搬入いたしました。午後二時十五分、死亡が確認されたものであります。

少年矯正の現場におきましてこのような自殺事故が発生いたしましたことはまことに遺憾であります。今後、同種事故の再発防止に一層努めてまいりたいと考えております。

○中村敦夫君 別に反省をしてもいいと言っているんではなくて、この少女の場合は人格障害とかの關係の事故だったんでしょうか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。個々の少年院で收容されております少年の具体的な事柄ということになりますと、やはりプライバシーの面、また遺族のことも考えますと、お答えは差し控えていただきたいと思いますというふうに考えております。

○中村敦夫君 関東医療少年院ではかなり具体的に内容を説明、この事件ではありませんが、精神障害系の子供がどこに何人いるかとかいうことをお聞きしたわけです。それで答えてくれましたけれども、一時間ぐらいずつと施設を見ただけでは実は実態というのがわからないわけですね。私も取材側ということがありますから、やはり二、三日泊まり込んで全体の動きを見てみたい、というふうに移動しているかというののわかりにくいんです。

ある家裁調査官からメールをいただきました。京都医療少年院を視察したらいいですね。その結果、この話は非常に惨たんたるものだったということがあります。とにかく当事者自身が余り期待しないです。その調査官に言ったぐらいだ。要するに、お粗末だったというふうに言っているんですね。

私は、だから関東医療少年院の方がどうかは、ちよつとあの一時間の視察では判断できません。

しかし、聞いたところ、精神科医は三人いるということなんです。それで、大体スタッフというのは医療組と教育組というふうに大きく分かれている。これはそれでいいと思うんですけども、その中で精神科医が三人いると。

しかしながら、臨床心理士というのがありますね、診療のコンサルタントの専門家たちですけれども、これは全国五十二カ所の鑑別所には全体で百三十七名いるそうですね。鑑別所にはいる、常任で。そこでいろいろと判断して少年院なり医療少年院なりに送るといことがあるんだと思えますけれども、この臨床心理士というのは今や普通の学校にすら必要だと言われているほど子供たちの心というのが難しい時代に入ってきたわけですね。

少年院もそうでしょうけれども、特に医療少年院などでは、人格障害ではなくても、いろいろ病気があったりけがをしたりしている子供たちが犯罪を犯したということでも半ば隔離され治療を受けているという状況があるわけです。そうしますと、この年代が思春期であるということばかりでなく、やはり犯罪を犯し閉じ込められているという中で普通の心理状態ではないだろうし、情緒不安定になるといことは精神病的な問題を抱えた子供たちじゃなくても十分にあると思うんですね、非常にデリケートだと。ところが、一人も医療少年院には臨床心理士というものは置いていないということなんです。私は、かなりこれは問題ではないかなと。ただの教育係というのとはやはり違うんですよ。

そういう意味で、私はこういうところの充実というのを図るのはもう当たり前ではないかと思うんですが、矯正局ではこの点についてどう思っていますか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。御指摘のとおり、精神疾患の治療のために医療少年院に收容されている少年につきましては、精神疾患のほか、複雑多様な心理的な問題を持っている事例も認められることが多いと思います。し

たがいまして、こうした問題の解決にもきめ細かく対応する必要があるというふうに認識しております。

御指摘のありました臨床心理士の関係でございますが、この点につきましては、臨床心理の専門知識を有する少年鑑別所の心理技官の派遣とか人事交流等を活用しましてその面の処遇の内容の充実に努めてまいりたいと思っております。

○中村敦夫君 そういう御都合主義的な派遣とかいう問題じゃないんです。絶えずいなければその役割は果たせない職業なんですね、そのことを理解していただきたい。

ではどうぞ、これはちよつと法案と違いますけれども。

○衆議院議員(麻生太郎君) 昭和三十年年でしたか、池田内閣が所得倍増ということをやられたときに、時の医師会会長は武見太郎だったと記憶しますが、所得倍増は何年間と云って、五年間と言われたら、精神病棟は三倍にしてくれと当時言われたんです。急激に社会が変化するとか世の中

がよくなればすべてがよくなるとお思いでしょうが、それについていけない方では精神病患者が発生する比率は極めて高い、世の中が急激に変化したときは常にそういうことが起こるんだということとを言われたんです。そのときはそばで聞いていてはかばかしいと思っていましたけれども、現実問題としては極めてゆゆしきことになりました。これは少年の話じゃありませんが、大人の話でも同じようなことが起きました。

今の臨床士、いわゆるサイカイアトリストというものは少なくともその当時までは全く日本には存在していません。サイカイアトリストだったんですが、それ以後、サイカイアトリストと言われるものが、今臨床心理士と言われる表現になって出てきておりますが、これは少年院において今後とも必要なものと、私どもは基本的にそう思っています。

ただ、今役所として答え切らないところは、多分これはいわゆる人数の枠とか予算とかいうもの

に關係してまいりますので、現状で何とかしなくちゃならぬ立場の役所としてはいわゆる優等生のお答えしかほかに言いようがないと思いますが、これは政治の場面で今後とも考えねばならぬ問題だと、私どももそう思っております。

○中村敦夫君 経済の競争社会に入るときに精神病がふえるというのは事実かどうか分かりませんが、基本的には日本ではこの部門は大変おくられているんですね、昔から。ですから、予算の問題だとかそういう問題ではなくて、むだな公共事業とかに何兆円とぶち込んでいっているんですから、そうではなくて、人間というものを大事にしていく、そのために絶対に必要だと思ふところには予算はきちつとつけていくということが正しい姿勢ではないかということをお述べさせていただいて、質問を終わります。

ありがとうございます。

○委員長(日笠勝之君) 他に御発言もないようですから、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(日笠勝之君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、吉川芳男君及び岡野裕君が委員を辞任され、その補欠として阿南一成君及び矢野哲朗君が選任されました。

○委員長(日笠勝之君) 本案の修正については江田五月君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。江田五月君。

○江田五月君 私は、ただいま議題となっております少年法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党、民主党・新緑風会、公明党及び自由党を代表いたしまして、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

以下、その趣旨について御説明申し上げます。本修正案は、少年法等の一部を改正する法律案が我が国における少年犯罪等の現状を踏まえ現下

の喫緊の国民的課題にこたえようとするものであることにかんがみ、政府に対し、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について事件処理等に係る統計数値等を国会に報告するとともに、その施行状況について検討を加え、必要があると認めるときはその検討の結果に基づいて所要の措置を講ずることを求めるものであります。

以上が修正案の趣旨であります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(日笠勝之君) これより原案並びに修正案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○橋本敦君 私は、日本共産党を代表して、少年法等改正案並びに修正案について反対の討論を行います。

そもそも、少年法という少年の未来を大きく左右する重大な法案を法制審議会にもかけない上、まだまだ国民的討論と国会での十分な審議が必要であるにもかかわらず、我が党の反対を押し切つて賛成を結局、今採決に至つたことは極めて残念であります。

反対の第一は、厳罰化は少年法の教育主義、保護主義という基本的理念を大きく後退させることでもあります。

厳罰で対処しても、少年の犯罪、非行の一般的予防効果とならないことはアメリカや韓国の例を見ても明らかであります。また、法務省が少年鑑別所に収容されている約千六百人の少年に対して行ったアンケート調査では、少年法が甘いから非行したのか、こういう問いに八七％の少年が違ふとはつきり答えています。

次に、刑事罰適用年齢の引き下げの対象となる十四歳、十五歳という年齢は言うまでもなくいまだ義務教育の中学生であります。

このような少年を成人と同じ公開の刑事裁判にかけ、人生の幼い時代から早々と前科者のレッテ

ルを張りつけるなどということは、およそ国連の子どもの権利条約や少年司法運営に関する国連最低基準規則、いわゆる北京規則の理念に反することとは明白であり、我が国の憲法二十六条の教育を受ける権利を侵害するものであります。

また、十六歳以上の少年の重大犯罪は検察官に對して原則逆送し公開の刑事裁判にかけるとすること、少年の保護育成を妨げる重大な問題であります。現行法のもとでも、裁判官は事件の内容をよく吟味し、刑事裁判が必要とあれば検察官に逆送しています。それをあえて改正して検察官に原則的に逆送するとなると、家裁の裁判官の裁判の独立や裁量権を侵害するおそれがあり、重大な犯罪であるということだけで裁判官の判断は事実上逆送に傾くことは必至であります。そうなりまると、家庭裁判所の調査も安易に流れ、少年法の本来の正しい運用が損なわれるおそれがあることも重大であります。

反対の第二は、審判への検察官関与であります。

我が党は、重大な事件で事実関係について疑義がある場合には、事実認定手続に限って検察官関与を検討してもよい場合があると考えています。しかし、国連の少年司法に関する最低基準規則と我が国の憲法第三十一条が厳しく要請している予断排除や伝聞証拠禁止などのこうした適正手続が保障されないもとは、検察官の関与は認めることは許されません。また、家庭裁判所の審判に対して検察官に抗告受理申し立て権を認めることは少年に對する迅速な教育的、福祉的処遇をおくらせることになることも明白であります。

反対理由の第三は、犯罪被害者救済について、改正案には一定の改善が図られていますが、まだまだ不十分であります。

言うまでもなく、犯罪被害者対策の充実が切実で重要な課題であります。被害者の人権とその救済対策の抜本的改善のためには、被害者側の意見陳述権の保障、捜査段階を含めて情報開示の一層の充実、被害者に対する十分な補償と精神的ケ

ア、そして既に諸外国でも試みられている適正な配慮と十分な準備のもとでの被害者側と加害少年の対面、メディアエーションなどが必要であります。

最後に、少年問題は社会を映す鏡と言われています。非行を犯した少年だけを責めるわけにはいきません。受験中心の管理・競争教育から子供たちを解放し、しっかりと基礎学力と市民道徳を身につけさせるための教育改革が必要であります。

さらに、政治、経済、社会のあらゆる分野に潜む不正、腐敗をなくし、我が国自身の道義ある社会の確立を目指す必要があります。まさにそこに政治と社会の責任があります。

近年、特異な凶悪事件が発生したことに目をとり、これまで現行少年法が五十年間果たしてきた効果的な役割と機能を正しく見ず、厳罰化を急ぐことは、将来に向かって重大な禍根を残すことになりかねないでしょう。

少年法の教育的、保護主義的理念は堅持すべきであります。罪を犯した少年に十分な反省を求めるとともに、その将来の人生に向かって自覚的な更生の道を歩ませるために十分な協力をし手だてをすることが今求められているのであり、そのためにも家庭裁判所、少年院、保護施設などの人的、物的充実改善を国の責任で進めるべきであります。

なお、修正案は、本法案の厳罰化など、以上私が述べてきた諸問題を必ず見直す確かな保証があるとは言えませんので、賛成できません。

このことを強調して、私の反対討論を終わります。

○久野恒一君 私は、自由民主党・保守党及び公明党を代表いたしまして、ただいま議題となつております少年法等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案に賛成する立場から討論を行うものであります。

少年法は制定以来五十年余りを経過いたしました。この間、我が国の社会、経済は大きく変化

し、少年を取り巻く環境も著しく変貌しております。こうした中で、近年の少年犯罪の動向は、殺人、強盗等の凶悪犯が増加し、また犯罪少年の低年齢化の傾向があらわれております。特に、最近においては社会の耳目を集める凶悪重大事件が相次いでおり、極めて憂慮される状況にござります。このような少年犯罪の現況に適切に対処し、少年の健全育成を図るため、少年法における年齢区分や処分のあり方、審判における事実認定のあり方、また少年事件被害者保護の必要性などを含め、少年法の改正は国民的喫緊の課題となっております。

今回の与党三党から提出されている少年法等の改正案はこれらの要請に的確にこたえるものであり、全面的に賛成の意を表するものであります。以下、主な改正点に沿って賛成する理由を申し上げます。

まず第一に、刑事処分可能年齢を十四歳以上に引き下げ、また十六歳以上の少年に係る故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件について、原則として検察官に送致することについてであります。

年齢の引き下げは、少年犯罪の低年齢化に対処し、刑法上の責任能力を有する少年について、罪を犯した場合の責任を明らかにしてこれを自覚させることにも、必要に応じて刑事処分も含め多様な対応が可能になる利点があります。いわゆる原則逆送は、人命尊重の観点から、少年に對して罪の自覚と行為の自制を求めるために有益であり、また人命を奪うという重大な結果を生じさせた犯罪に限った措置で、何ら健全育成の理念に反するものではないと考えます。

第二に、裁定合議制度の導入、少年審判への検察官関与、検察官の申し立てによる抗告受理制度、観護措置期間の延長など、事実認定の適正化についてであります。

少年に適切な処分を行うためには審判における正確な事実認定が前提であります。山形マツト死事件に象徴されるように、事実認定が争点とな

る事件については現行法では不十分であることはかねて指摘されていたところであり、少年審判に対する国民の信頼を確保するためにも改善が必要とされておりました。改正による検察官の関与は公益の代表者、審判の協力者としての位置づけであり、これにより現行の審判構造を維持しつつ事実認定の一層の適正化が期待され、妥当な措置であると考えます。

第三に、少年事件の被害者やその遺族への配慮の充実についてであります。

本改正案には、家庭裁判所による審判結果等の通知、被害者の申し出による意見聴取、被害者等による記録の閲覧などの制度が盛り込まれております。少年犯罪による被害者の立場についてはこれまで全く配慮がなされておりましたが、本委員会における参考人からも切実な要請があったように、これらの措置は被害者等の保護という面で重要な意義を有するものであります。

以上が本案に賛成する理由でございます。

次に、修正案は、政府に対し、この法律の施行後五年を経過した場合に、この法律による改正後の規定の施行状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときはその検討の結果に基づいて所要の措置を講ずることを求めるものでございます。

少年法も社会情勢や運用の状況を踏まえつつ適宜適切な措置を講ずることは必要なことであり、本修正案についてもあわせて賛成するものであります。

最後に、本法案をおまとめいただいた発議者の御苦労に対して深い敬意を表し、私の賛成討論とさせていただきます。

○福島瑞穂君 私は、社会民主党・護憲連合を代表して、少年法等の一部を改正する法律案及び修正案に対し反対の討論をいたします。

まず第一に、この改正案及び修正案が少年法一条に全く反するものであるということです。

少年法の全体を換骨奪胎し、少年法の趣旨を害し、実質的には少年法を廃止するものではないか

という危惧を大変持つものであります。よって、全く賛成することはできません。

第二に、立法事実についてです。

立法事実はないと考えます。凶悪化、低年齢化ということが言われておりますけれども、データのとり方が随分問題ではないかと思えます。繰り返しこの委員会で議論してきましたが、私たちが納得させられるだけの統計の提示はなかったと考えます。長期的に見て犯罪はふえておりませんし、それから昨年の少年犯罪の発生件数は一昨年と比べて六・三％減少しております。殺人事件は件数は全く横ばい、昭和五十年代以降ずっと横ばいで、凶悪犯罪も三十年前に比べて約七割減っているということがあります。立法事実がないということが次の反対の理由です。

第三番目の理由は、少年犯罪、凶悪重大犯罪がなぜ発生しているのかという根本的な原因のきちとした検討なしに少年法改正案が提案されているということですが、

長い審議を通じて、一体なぜ凶悪重大犯罪が発生しているのか、それについて私たちは明確な答えを得ることはできませんでした。きちっとそれについて考える、原因を究明することはできませんでした。そのことと今回の少年法改正がどう結びつくのかという納得のいく説明はなかったように思っています。

第四番目に、今言われている修復的司法、回復的司法、リストラティブジャスティスというふうな視点がこの法改正案にないということです。改正案にそのことが欠けております。

修復的司法として紹介されている被害者と加害者の協議制度がありますが、日弁連案にも取り入れられ、法務省も検討に入っている制度です。被害者の苦しみや心の傷を加害者に伝えることで加害者が被害者の痛みを知り、真の反省と謝罪がなされることにより少しでも被害者の心のいやしになることを目的とするものですが、そのようなプログラムなどの取り組みはこの改正案、修正案には一切入っておりません。厳罰化、刑事罰の改正

ではまずまず被害者、加害者が対立し合って、両者の協議は不可能となっていくと思います。厳罰化ではなく、修復的司法、リストラティブジャスティスをとということを申し上げたいというふうに思っています。

また、十六歳から十四歳への年齢の引き下げが盛り込まれております。これは、義務教育がどうなるかという論点の次に、少年院に送る、それで義務教育年齢を過ぎれば刑務所に送るという説明がなされました。しかし、受刑者の立場で少年院に行くということについては、非常に現場も混乱しますし、一貫した更生がなされるとは思えません。

それから、原則逆送についても、なぜ原則と例外を逆転するのか、原則逆送によって少年たちは二重の負担を逆につけるのではないかと考えます。

検察官関与に関しては、起訴状一本主義などがとられていない職権主義のもとで対立構造を生むことは木に竹を接ぐようなもので、非常に審判構造がゆがんでしまうというふうに考えます。

また、被害者の救済については、厳罰化によって被害者をいやすのではなく、むしろ修復的司法、リストラティブジャスティスによって被害者の回復を図っていく。また、被害者救済は、この少年法改正と切り離して、現状でもできることであり、もつと取り組まれるべきことであるというふうに考えます。

この国会の議論の中で、本当に子供たちの生の声、実際に苦しんでいるのか、何が問題なのかということの十分な検討なく、改正案、修正案がきょう採決されることに強い怒りを感じます。

以上が反対の理由です。

○小川敏夫君 私は、民主党・新緑風会を代表し、修正案に賛成の立場で討論を行います。

少年の非行は少年を取り巻く家庭やその他の環境に大きな影響を受けるものであります。こうした観点から、刑罰により少年の悪性を固定化させ反社会的存在として放逐するよりも、少年を教育し更生させることにより健全な一員として社会に

復帰させることが何にも増して重要であり、これにより少年の再犯を防止し、社会を守る一般予防の効果も果たし得るものであります。

少年法は五十年余りの歴史において右の役割を十分に果たしてきたものであることを評価しなければなりません。

少年犯罪の被害者の立場を考慮することももとより必要であります。が、応報感情に過剰反応することなく、我が党が提案しております犯罪被害者基本法案の制定により、国及び社会が全体として被害者対策に取り組むことが適切であります。

原案は、被害者感情を強調し、こうした現行少年法を厳罰化の方向で改正を加えるなどするもので、慎重な対応が必要である上、十六歳未満少年に刑事処分の道を開く規定、十六歳以上少年の一定の犯罪に対するいわゆる原則逆送の規定、そして検察官関与の規定などの点において問題がないとは言えません。

この点、十六歳未満少年に対し刑事処分を相当とする場合を重罪事件でかつ少年に更生の可能性が著しく乏しい場合に限定し、さらに審判当事者としての少年の能力を補完するために必要的に付添人を付することを定め、少年に十分な配慮を行うことが適切であると考えます。また、十六歳以上の少年のいわゆる原則逆送についても、裁判官の裁量を可能な限り確保することが必要です。さらに、検察官関与の点につきましても、裁判官の予断を排除し、適正な証拠による事実認定の手続を設けることにより、原案の抱える問題点を解消することが必要であります。

こうした観点から、民主党は、衆議院において、こうした内容を盛り込んだ修正案を提出し、本院においても提出を予定していたものであります。

今回の少年法改正は、少年犯罪に対する社会の関心の高まりに伴い、先通常国会において改正の検討を要することが決議された背景を有するものであります。

また、原案は、犯罪被害者の保護に対する社会

の声の高まりを受け、被害者に対する配慮の規定を新たに設けるなど、積極的に賛同できる内容を含んでおります。

このような事情を踏まえ、右に述べた諸問題点について、施行後の実施状況を観察し、今後、少年犯罪がどのような趨勢をたどるのか、あるいは審判のあり方についての状況が生ずるのかを十分に見守り、少年の更生を図る少年法の理念が損なわれることのないよう監視することが肝要であります。

修正案は、本改正法施行から五年後の状況の国会に対する報告と見直しを定めていますので、前述の諸問題点についてもその状況により適切な対応がなされると期待できるものであります。

よって、修正案に賛成するものであります。

○委員長(日笠勝之) 他に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより少年法等の一部を改正する法律案の採決に入ります。

まず、江田君提出の修正案の採決を行います。

本修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(日笠勝之) 多数と認めます。よって、江田君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部の採決を行います。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(日笠勝之) 多数と認めます。よって、修正部分を除いた原案は可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

この際、江田五月君から発言を求められておりますので、これを許します。江田五月君。

○江田五月君 私は、ただいま可決されました少年法等の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・保守党・民主党・新緑風会、公明党及び自由党の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

少年法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、次代を担う少年の健全育成に関する総合的な施策を充実、強化するとともに、本法の施行に当たっては、次の諸点について格段の努力をすべきである。

一 少年審判における事実認定手続及び検察官送致の在り方については、少年法の本旨及び実務の運用を踏まえて、今後とも検討を行うこと。

二 刑事処分可能年齢を十四歳に引き下げることに伴い、少年受刑者の教育的観点を重視した処遇に十分配慮し、矯正処遇の人的・物的体制の充実・改善に努めること。

三 観護措置期間の上限の在り方については、実務の運用を見ながら引き続き検討すること。

四 公的付添人制度の在り方については、国選による制度や法律扶助制度等を勘案しつつ、鋭意検討すること。

五 少年法の適用年齢については、選挙権年齢等の成年年齢の在り方、世論の動向、時代の変遷、主要各国の現状、婚姻年齢等の法令に定める年齢区分との均衡等を勘案しつつ、鋭意検討を行うこと。

六 悪質重大な少年事件等、社会的に関心を集める事件については、少年のプライバシーの保護の重要性に配慮しつつ、犯罪原因を究明し、同様の犯罪の防止に資する方策及び少年法第六十一条の在り方についての研究に努めること。

七 少年事件における家庭裁判所の役割が重要であることにかんがみ、調査体制の充実等その機能の拡充に努めるとともに、少年問題に関する地域的ネットワークの構築等にも努めること。

八 被害者の保護については、法整備を含め、

関係省庁の密接な連携の下、精神的・経済的支援などの総合的な施策の更なる推進に努めるとともに、諸外国において実施されている修復的司法について、その状況を把握し、必要な措置を検討すること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(日笠勝之) ただいま江田君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(日笠勝之) 多数と認めます。よって、江田君提出の附帯決議案は多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、保岡法務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。保岡法務大臣。

○国務大臣(保岡興治君) ただいま可決されました附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと存じます。

○委員長(日笠勝之) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(日笠勝之) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(日笠勝之) 速記を起こして。

○委員長(日笠勝之) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案を議題といたします。

発議者衆議院議員熊代昭彦君から趣旨説明を聴取いたします。衆議院議員熊代昭彦君。

○衆議院議員(熊代昭彦君) 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

我が国におきましては、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法のもとで、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで各般の施策が講じられてきましたが、今日におきましても、社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在しており、また我が国社会の国際化、情報化、高齢化の進展等に伴って人権に関するさまざまな課題も見られるようになってきております。

このような情勢のもとで、平成八年十二月、人権擁護施策推進法が五年間の時限立法として制定され、人権教育及び人権啓発に関する施策を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため人権擁護推進審議会が設置されました。

同審議会においては、二年余りの調査審議を経て、昨年七月、法務大臣、文部大臣及び総務庁長官に対して答申を行い、人権教育及び人権啓発を総合的に推進するための諸施策を提言し、現在、政府において行財政措置によりこれらの実施が図られておりますが、人権教育及び人権啓発に関する施策の一層の推進のためには、同答申の趣旨を踏まえ、人権教育及び人権啓発に係る基本理念や国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、人権教育及び人権啓発に関する基本計画の策定や年次報告等の所要の措置を定めることが不可欠と考え、この法律案を提出することとした次第であります。

法律案の概要につきましては、基本理念として、国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他のさまざまな場を通じて国民がその発達段階に応じ人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならないこととし、国及び地方公共団体はこの基本理念にのっ

として人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有するものとしております。

また、国民の責務として、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならないこととしております。

また、国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならぬこととし、政府は毎年国会に政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならないこととしております。

さらに、国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により財政上の措置を講ずることができることとしております。

なお、この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うこととしております。

以上がこの法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くだされいますようお願いいたします。

○委員長(日笠勝之君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

午後三時十九分散会

〔参照〕

少年法等の一部を改正する法律案に対する修正案

少年法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第六条を附則第七条とし、附則第三条から第五条までを一条ずつ繰り下げ、附則第二条の次

に次の一条を加える。

〔検討等〕

第三条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について国会に報告するとともに、その状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その検討の結果に基づいて法制の整備その他の所要の措置を講ずるものとする。

十一月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、少年法改正論議に子供の視点を加えること等に関する請願(第九六五号)

一、通信傍受法の廃止に関する請願(第一〇二五号)

一、治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願(第一〇二六号)

一、通信傍受法の廃止に関する請願(第一〇二七号)

第九六五号 平成十二年十一月八日受理

少年法改正論議に子供の視点を加えること等に関する請願

請願者 兵庫県宍粟郡山崎町清野四一五ノ一 大路喜八郎 外六百二十五名

紹介議員 大沢 辰美君

少年法の目的は非行に陥った子供の社会的、精神的成長を教育及び福祉により支援することである。現在審議されている改正案は子供の視点からの論議が欠けており、支援を必要としている子供を切り捨て、追い詰めるものである。一方、少年犯罪を含む犯罪の被害者が放置され、被害者の権利が無視されてきたことが同法改正を促す要因となっている。よって、総合的な被害者救済制度の確立こそ早急に行われるべきである。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、刑罰適用年齢等の引下げ、法務省構想による

少年審判における検察官の立会い、身体拘束期間の延長及び検察官への抗告権付与等、子供を一層追い詰めることになる少年法改正は行わないこと。

二、少年法改正は、子供の養育、教育、心理、医療、更生及び福祉等に携わる広範な市民が子供とともに十分な議論を尽くし、また、「子どもの権利条約」及び国連子どもの権利委員会の我が国政府に対する勧告の趣旨などをいかしつ

つ、子供の視点から慎重に検討すること。

三、犯罪被害者の権利を守るための心理的支援及び法的・経済的援助制度を含む総合的な被害者救済制度を早急に確立すること。

第一〇二五号 平成十二年十一月九日受理

通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 北海道足寄郡足寄町下愛冠一ノ四ノ二六 佐久間正己 外六百三十八名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第一〇二六号 平成十二年十一月九日受理

治安維持法の犠牲者に対する国家賠償のための法制定に関する請願

請願者 東京都港区芝三ノ四二ノ一二 大原令子 外四百九十九名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第一八六号と同じである。

第一〇二七号 平成十二年十一月九日受理

通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 神戸市垂水区つづじが丘四ノ七ノ五 小柴貞子 外二百九十九名

紹介議員 奥石 東君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

十一月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案(案)

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律案

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)のつとめ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、

国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二百十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。